

平成24年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成24年3月16日 午前10時15分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美
市民部参事(事) 国保年金課長		石 毛 勝

経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育長職務代理者教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
学 校 教 育 課 長	山 下 和 代
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成24年3月16日(金)午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
 議案第34号
 提案理由の説明
 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第1号から議案第33号
 委員長報告、質疑
 修正動議の提出、質疑、討論、採決

追加日程第1 発議案の上程
発議案第1号
提案理由の説明
議案の上程
議案第35号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

+

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第34号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、副市長の選任についてでございます。既にご案内のとおり、平成23年12月末をもって任期満了により退任した高橋前副市長の後任として、千葉県知事に対して職員の派遣を要請しておりました。このたび、千葉県から船橋市西習志野4丁目7番9号、小澤誠一氏を派遣する旨の回答がありましたので、同氏を副市長として選任するにあたり、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号、副市長の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第34号、副市長の選任についてを採決します。

（丸山議員、右山議員、京増議員 退場）

○議長（鯨井眞佐子君）

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第34号は、同意することに決定しました。

（丸山議員、右山議員、京増議員 入場）

○議長（鯨井眞佐子君）

日程第2、議案第1号から議案第33号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、小高良則総務常任委員長。

○小高良則君

総務常任委員会に付託されました、案件9件につきまして、去る3月1日、2日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成23年度までの時限措置として実施していた特別職等の給与の減額を平成24年度も、その減額幅を拡大し、継続するため改正するものです。

審査の過程において委員から、「10パーセント削減では少ないと思いますが、さらに削減をする意志はないか。」という質疑に対して、「市長に就任したときに決めたことを今回決断したものです。」という答弁がありました。

次に「削減の期間を限定せずに、改正するべきではないか。」という質疑に対して、「今回は、このような形に判断したものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本年4月から、臨時職員等の待遇改善と任用根拠を明確にするため、地方公務員法、労働基準法等の関係法令に基づき、臨時職員等の勤務条件等に関する必要な事項について規則を定めることとし、この規則を整備するにあたり、条例から委任する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

また、平成18年度から実施している給与構造改革に伴う経過措置について、昨年の人事院勧告において廃止の方針が出されたことから、本市も人事院勧告の内容に沿って経過措置を廃止するため、あわせて改正するものです。

審査の過程において委員から、「経過措置の対象となる人数と1人当たり金額を伺う。」という質疑に対して、「現在予定している人数は33名です。金額については、月額で上限が1万円になっているので、減額される最大値は1万円、最小値は86円です。」という答弁がありました。

次に「臨時職員の任用制度については、明確化させるとのことですが、規則として提出されるのか。」という質疑に対して、「規則で任用を含めて、もろもろのルールを規定していきます。3月までに確定するように作業を進めているところです。」という答弁がありました。

次に「国家公務員給法が復興財源ということで、7.8パーセント減が可決され、それぞれの地方公務員の給与に関しては、それぞれの地方公共団体にゆだねるという答申でしたが、本市の考えを伺う。」という質疑に対して「現時点で本市としては、昨日それに関する報道

があったばかりということもあり、まだ、方針を持っていません。周辺の自治体の動き、市民の皆さんの感覚感情を踏まえて、対応していく必要があるものと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「この議案は、市職員に対する人勧の勧告による条例改正とともに、臨時職員の任用、勤務条件などを条例化する内容であります。臨時職員の格差解消に向けて、第一歩を踏み出し大変評価するものです。しかしながら、人事院勧告による条例改正については、職員の給与削減の条例であり、反対するものです。昨年、人事院は官民格差による公務員の月例給引き下げとともに、給与構造改革における経過措置額の廃止などの勧告を行っています。経過措置額の廃止については、給与とは別に2006年度から実施した給与構造改革で、給与水準が下がる職員に対し支給していた現給保障を平成24年度は上限1万円とした2分の1を減額し、平成25年4月1日には全廃するというものであります。これは、50歳代の職員を中心に中堅職員を対象に引き下げるものであり、まさしく経験豊富なベテラン職員に対する攻撃であると思います。こうした勧告は、地方公務員の勤務条件の改善を勧告すべき人事院が労働基本権剥奪の代償措置たる役割を放棄したものとわざるを得ません。こうした人勧の言いなりになることはあってはならないと思います。以上の立場から、経過措置額の廃止に反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本市の厳しい財政状況から、一般職の職員の管理職手当について、平成24年度においても20パーセントの削減を継続するものです。

審査の過程において委員から、「管理職手当の削減は毎年このように提出されているが、何年目になるのか。また、総額は幾らになるのか。」という質疑に対して、「平成17年度に10パーセントの削減を行い、平成18年度は削減の実施はしませんでした。現行の20パーセントの削減は、平成19年度から23年度までになり、平成24年度を除くと5年度間にわたって20パーセントの削減が実施されてきました。年額600万円から700万円程度の削減になりますので、その5倍、約3千500万円の削減になったと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「昨年の人事院勧告は、4月から11月までの給与改定相当額について、12月の期末手当で調整を図るとし、職員給与月額とボーナスを合わせた平均給与のマイナス勧告となり、3年連続の引き下げとなりました。こうしたもとで、特別職の管理職手当の20パーセントの削減は並行して実施され、今回も20パーセントの手当の削減は、管理職としての誇りや尊厳もなくなるのではないかとさえ思います。管理職の待遇改善や意欲向上に向け、管理職手当の削減について再考すべきであります。市当局の今回の措置は到底認められません。」

以上の立場から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法が改正されたことに伴い、本市税条例の関連部分について改正するものです。主な改正内容は、たばこ税の税率の引き上げ、個人市民税均等割の税率の引き上げ等です。

審査の過程において委員から、「個人市民税均等割の税率の臨時引き上げによって、年間1千700万円の市民負担増とのことですが、今後は防災のために具体的にどのように使用するのか。」という質疑に対して、「現在施工している消防施設、備蓄倉庫あるいは無線関係などの整備に取りかかりたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「この議案の内容は、東日本大震災の復興財源を家計に負担増を求めており、到底認められません。政府の東日本大震災の復興基本方針は、復興に必要な財源を10年間で23兆円と見積もり、当面5年間の19兆円のうち10兆5千億円を復興増税で賄うとしました。八街市ではこれを受け、平成26年度から10年間、市民税の税率を臨時的に引き上げ、退職金に係る所得割の10パーセント税額控除の特例を廃止するというものです。その一方で、法人税は、3年間のみ10パーセントの付加税となりますが、その後は減税となり、国民だけが負担増となります。野田内閣は、国民に負担増を求める前に、政党助成金や約5兆円の軍事費、また、1千867億円もの米軍への思いやり予算など、削減すべき無駄な予算にこそメスを入れるべきであると思います。被災者一人ひとりが生活基盤を再建するために必要な支援を行うことは当然であります。甚大な被害をもたらした今回の被害を踏まえ、これまでの災害対策のあり方を根本から検証し、見直すことが求められています。安易に国民負担を求める災害復帰では、抜本的な対策にはなりません。以上の立場から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、八街市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、現在において庁舎の建設予定がなく、また、基金に係る資金を有効活用するため、当該基金を廃止するものです。

審査の過程において委員から、「第2庁舎は老朽化し、そして耐震化が必要であり、またアスベスト仕様の建物です。一刻も早く建て直す必要がありますが、具体的には、いつまでに対応するのか。」という質疑に対して、「朝陽小学校は来年度からの目途が付いていますが、残りの3校については、現在のところ未定です。その小学校4校が優先されることから、庁舎建て替えについては、まだ、具体的に決まっていますが、建て替えの実施には、市債の活用等を図っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、八街市暴力団排除条例の制定についてです。

これは、本条例制定の趣旨は、社会全体が一体となって暴力団を排除し、市民の平穏な生活や事業活動の健全な推進を図ろうとするものです。

審査の過程において委員から、「警察との連携はどのようにするのか。」という質疑に対して「市の事務事業の中から暴力団を排除するため、暴力団と疑わしい場合は警察に照会をかけ、暴力団ではないことを確認する等の連携が必要になります。」という答弁がありました。

次に「総務部で包括的に人員の応援体制をとるなどしないと、防災課のみで対応は無理なのではないか。」という質疑に対して、「防災課が市の暴力団排除に関する主管課となり、庁内の調整、関係機関との総合窓口となるので、防災課の業務が増えることは認識していますが、具体的に市の事務事業から暴力団を排除するための取り組みは、防災課が単独でやるのではなく、市を挙げて、市全体で実施していくことになり、それぞれの業務は、それぞれの担当課で実施していきます。安全安心担当官は警察官であり、専門的な知識・経験を有していますので、主管課である防災課への指導助言や市民等から相談等があった場合の対応に援助ができます。また、佐倉警察等関係機関との連携に対しても強力な支援をしてもらえるものと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号、平成23年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、第2表繰越明許費補正の内4款衛生費、第8款消防費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「平成23年度個人市民税の収納率の状況を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の市民税の個人の収納率の状況は、12月末現在では、景気低迷の影響等が濃く出ている状況の中で、前年度よりも若干落ちている状況です。ただし、それ以外の税目に関しましては、若干ながら改善傾向にあります。」という答弁がありました。

次に「社会資本整備総合交付金の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「平成23年11月に県から今年度の補助事業として追加執行可能額の調査があり、市道102号線で8千万円、市道116号線で6千万円、合計1億4千万円の追加要望をしました。これに基づき事務的な手続として、12月補正で議決をいただきました。この時点では、国の3次補正との関係であると県から聞いていましたが、その後今回追加分は国の方で見送られたと県から連絡があり、減額をすることになりました。再度、県に補助要望を提出していますので、その結果を注意深く見守りたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時補助金の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「子宮頸がんヒブと小児肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチンを当初予定していましたが、子宮頸がんについては、全国一斉に各市町村が始めましたので、ワクチンが不足して

いました。この関係で、当市としては、7月中旬から始めました。ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンについては、4月に始める前に同時接種で死亡例がありましたので、接種を控える方が多くなりました。罹患率が一番高いのは、ゼロ歳児ですので、ゼロ歳児の接種率を80パーセントと見込んでいましたが、60パーセント台となり、当初見込みよりも少なかったのが理由です。」という答弁がありました。

次に、「経営体育成事業交付金の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「市が事業主体で地域農業再生協議会を設置して事業を行う予定でした。国から直接協議会が補助金を受ける形になりましたので、全額減額するものです。」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「広報紙は、新聞折り込みをしても多くの世帯に配付されているとは思いません。高齢者世帯など弱者世帯への対応はどのようにしているのか。」という質疑に対して、「できるだけ、いろいろな方法により、高齢者、弱者世帯にお届けできるよう研究したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「公共交通検討協議会では、懇談会を行っているようですが、何回実施され、どのような内容なのか。」という質疑に対して、「懇談会は4回開催しました。各事業者、各関係機関の代表の方や公募委員8名に参加いただき、多方面にわたって広く市民の方から公共交通に関して意見をいただく場として開催しました。JR、また、ふれあいバス等の要望を含めまして、活発な会議が行われたと考えています。」という答弁がありました。

次に「市議会議員選挙費の詳細な減額理由を伺う。」という質疑に対して「12月補正時では、既に市議会議員選挙は終了し、数字は確定していたので、異議申し出等の関係で職員手当に関する部分については、12月に減額補正しましたが、それ以外のところについてはその結果が出るまで保留していました。県の選管の裁決の後、高等裁判所の方への提訴がありませんでしたので、結果的に異議関係は完了したと確認できましたので、市議会議員選挙で執行した、それぞれの費目について執行残がありますので、その清算をするものです。」という答弁がありました。

次に、歳出8款では「地域全体で消火栓、防火水槽のさらなる充実が必要ではないかと思いますが、防火水槽、消火栓の目標はどのぐらい設定されているのか。」という質疑に対して「防火水槽と消火栓を合わせて1千696カ所、市内に消火水利があります。その他に水路、プール、農業用水の水槽等があります。消火栓については、消火栓設置基準があり、水道管の延長によって設置基準があります。市街地だと120メートル間隔、その他は150メートル間隔など、その基準により上水道布設の際に設置していきます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債についてです。

審査の過程において委員から、歳入では「交通安全対策特別交付金の内容を伺う。」という質疑に対して「道路交通法より納付される反則金の一部が交通安全事業に充てるため交付されるものです。過去2年間の人身交通事故発生件数と人口集中地区人口により算定配分されるものです。」という答弁がありました。

次に「学校施設環境改善交付金の内容を伺う。」という質疑に対して「川上小学校の浄化槽を交換するものです。」という答弁がありました。

次に「地域自殺対策緊急強化基金補助金の内容を伺う。」という質疑に対して「人材養成事業、相談窓口の支援、電話相談事業となっています。本市で行っている不登校、いじめ問題、発達障害等の相談活動、教育相談員やカウンセラーのスキルアップに係る研修、また、家庭訪問の実施、電話によるカウンセリングの充実を図るための事業が相談窓口支援、電話相談事業の対象となります。よって、教育支援センターナチュラルの事業としての活用を考えています。」という答弁がありました。

次に「市立幼稚園保育料が前年度比較して増えている理由を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度の募集では、第一幼稚園が定員を満たし、前年度と比べると園児数が増えますので増を見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「来年度の市税の収入は、何を基準に予算計上しているのか。」という質疑に対して、「平成24年度の個人市民税については、税制改正分を見込んでいます。調定額を積算する上で、年少扶養控除の廃止を見込んだために、前年度との比較では若干の増となっています。年少扶養控除等の廃止を除きますと、やはり前年度比ではマイナスになります。」という答弁がありました。

次に「予算編成方針の中では、財源確保について市税の確保に努めると言われていますが、具体的には、どのような方法で市税確保に取り組んでいくのか。」という質疑に対して、「平成20年9月に、副市長をトップとする市税等徴収対策本部を立ち上げ、全庁的な取り組みをしており、その取り組みの延長として、平成24年度も引き続き実施したいと考えています。個人市民税をはじめとして、調定額自体が減少するので、若干収納率を引き上げたとしても収納額としては厳しいですが、引き続き収納率を上げるよう努めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「延滞金については、生活苦で滞納している世帯に対しては、対応を考えなければならないと考えますが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「諸事情の中で生活的に厳しく、納めることがなかなかできないケース等については、例えば国保では、本税分を、まず優先的に分割で納めていただき、その後に、それに係る延滞金等についても、さらに分割で納付するといった納税相談に応じているところです。」という答弁がありました。

次に「八街駅北口公共用核施設用地の今後はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「公用もしくは公共用に供する、または公共の利益のためにとする土地開発基金条例の目的等から、それに沿った活用を現在検討しているところです。」という答弁がありま

した。

次に「住宅用太陽光発電設備導入推進事業補助金では、現在の申込状況と来年度の予定を伺う。」という質疑に対して、「今年度の補正10基に対する公開抽選会の申し込みは、現在で62件申し込みがあります。来年度は40基予定しています。」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「平成24年度の職員研修の主なものを伺う。」という質疑に対して、「県の自治研修センターへの派遣研修がウエートとして大きくなりますが、具体的には、法制執務、財務実務、税務実務、市町村税、固定資産税関係、債権管理関係、土木研修が主なものになります。」という答弁がありました。

次に「庁舎管理費の清掃業務委託費減の具体的な理由を伺う。」という質疑に対して、「清掃業務には、定期清掃業務と日常清掃業務がありますが、定期清掃は、ワックス清掃、カーペット清掃などになります。日常清掃業務は、トイレ、ロビー、廊下、階段の日常的な清掃を委託していました。今回の見直しは、定期清掃では回数の見直し、また、日常分は、トイレ清掃のみをシルバー人材センターに4時間3名の委託にし、それ以外のものについては職員で行おうとするものです。」という答弁がありました。

次に「市民参加協働事業費の増額理由を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度から講演会、職員研修会、職員によるまちづくり研究会を作り、協働に対しての意識が高まるよう取り組んでいます。平成24年度は、市民の方に参加していただいた中で、市民と市の役割分担などを検討するため、協議会委員の報償費等が増えました。」という答弁がありました。

次に「市税等徴収対策本部の実績について伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の収納率については、平成22年度と比較すると、平成23年度1月末の状況では税目にもよりますが、0.何ポイント、物によっては1.0ポイント以上伸びている状況です。国保税につきましても1月末の状況ですと現年課税分で5.数ポイント伸びています。これが、出納閉鎖の時期を迎えて、このまま伸びるかどうかは不確実ですが、今の状況ですと現年度分の収納率が80パーセントを超えることが期待されます。徴収対策本部を立ち上げてから3年数カ月、副市長を先頭に職員が一丸となって徴収対策に努めてきたあらわれと認識しています。」という答弁がありました。

次に「カーブミラーの設置要件を伺う。」という質疑に対して、「各地区からの要望により、あくまでも公共性が高い交差点等に設置しております。本来であれば、目視による安全確認が原則ですが、どうしても確認できないところについて設置しており、個人性のあるものは却下しています。」という答弁がありました。

次に「平成24年度の職員総数と臨時職員数を伺う。」という質疑に対して、「職員数は、現在欠員となっている副市長、また、給与を支出していない関係団体への派遣職員も含めて、4月1日現在で561人と見込んでいます。臨時職員は短い期間の職員もいますので、カウントするのが難しいのですが、今年が312人でしたので、概ね同じぐらいの雇用が必要と

+

考えています。」という答弁がありました。

次に「職員心理相談業務では、現在、職員でメンタル疾患を患っている人数と、実際に休まざるを得ない職員の人数を伺う。」という質疑に対して、「メンタル疾患で休暇等の職員は3人、療養休暇の期間を終えて休職に入っているのが2人です。」という答弁がありました。

次に「酒々井インターチェンジについて、当市は今後どのような要望をしていくのか。」という質疑に対して、「住野十字路の渋滞がさらに予想されるので、その交差点改良、また、県道酒々井富里線の整備について継続的に要望しているところです。」という答弁がありました。

次に「朝陽小学校の改築に合わせて、朝陽小学校脇の交差点を拡幅して、信号機の改善に取り組んでいくとのことですが、何をどのようにしなければならないのか伺う。」という質疑に対して、「県警本部、佐倉警察署を交えて現場での確認をして、現況での交差点で設置できるかどうか等を踏まえて調査研究しているところですが、朝陽小学校反対側の東側に抜ける市道に幅員がないということから、現状では不可能となっています。さらに、現在押しボタン式信号機が東京電力の電柱に付いているので、信号機専用の柱を立てるなど用地が必要になるので、交差点の改良とあわせて、用地的なご協力を地権者さんと協議をしているところですが、どうしてもご商売をしている方なので、土地を提供した場合、影響があるということ、なかなかご理解いただけない現状です。」という答弁がありました。

次に「無停電電源装置用蓄電池の耐用年数と停電になった際、どのぐらいの時間使用できるのか。」という質疑に対して、「蓄電池の耐用年数は、基本的に5年です。現在の電池は6年目を迎えているため交換するものです。停電になった場合の通電時間は1時間になります。」という答弁がありました。

次に「地域集会施設建設費等補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「大関区コミュニティセンター建設への補助金と、藤の台集会所修繕への補助金になります。」という答弁がありました。

次に「東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅提供事業では、応急仮設住宅としての現在の状況を伺う。」という質疑に対して、「現在入居されている方は、宮城県の方が1世帯、福島県の方が4世帯になります。」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「自主防災組織はどこに地区にあるのか。」という質疑に対して、「現在、組織化されている地区は、朝日区、希望ヶ丘区、吉倉ガーデンタウン区の3地区になります。」という答弁がありました。

次に「来年度消防車の納入はないとのことですが、理由を伺う。」という質疑に対して、「整備計画では、毎年導入としているところですが、平成24年度に導入する分団と車両の仕様や運転免許制度の問題等を協議した結果、意見がまとまりませんでしたので、今回見送りとなりました。」という答弁がありました。

次に、歳出11款では、「借金の返済は平成24年度がピークになると聞いていますが、

今後の返済はどのような状況になるのか。」という質疑に対して、「現在ですと、償還元金は平成24年、25年で増加傾向が止まるという状況です。」という答弁がありました。

次に「地方交付税のかわりに、臨時財政対策債で、つり合いをとるとなると、八街市の借金の状況はどういう方向になるのか。」という質疑に対して、「市債現在高ですと平成22年度から23年度で約6億円強の減、平成23年度から24年度でも約6億6千万円の市債現在高減となりますので、今後も市債発行額が償還元金の返済額を上回らなければ、このように進んでいくと考えています。」という答弁がありました。

次に、次のとおり反対討論がありました。

「東日本大震災後初めての予算編成となる平成24年度予算は、大震災の教訓をいかに活かすのかが、問われるものです。また、大震災以降、南関東の地震活動が活発になっており、専門家は「地震発生確率が高まっている」と警鐘を鳴らしています。大地震発生の切迫性が高まっており、市民の安全・安心の対策を最優先とした予算編成が求められています。川上小学校・交進小学校・東小学校の耐震対策は、ただいま市長が平成24年度中に実施計画を作成するように指示をしたと答弁をいただいたところですが、何をおいても早急に取り組まなければなりません。また、第二庁舎も職員が仕事をし、来庁者もあり、安全対策は先延ばしするわけにはいきません。残念ながら、不急の第三雨水幹線事業を優先としたものであり、今後の街づくりに禍根を残す市政運営に厳しく指摘せざるを得ません。厳しい財政運営が強いられている中で、税金の使い方が改めて問われています。庁舎の清掃委託の見直しで、職員が一丸となって清掃に取り組むとした点は大変評価するものであります。しかしながら、旧態依然として改善が見られず、市民感情からも早急な対応が必要です。まず、市長交際費です。昨年度より30万円減の予算計上となっていますが、八街市より倍の人口を抱える佐倉市長の交際費は、平成24年1月までで64万3千900円、北村市長は160万円にもなっており、最小限度への見直しが必要です。2点目に防災計画の見直しで、825万円を計上し、業務委託をしようとしている点です。この間、耐震改修促進計画・ハザードマップの作成や国民保護計画など、コンサルタントに委託し、作成をしましたが、実際には役立たないお粗末な内容となっています。何よりも無駄遣いの典型であり、同じ轍を踏むべきではありません。今、住民も参加して防災計画を作り上げている自治体が増えています。県地域防災計画案やチェックシートを活用すれば、庁舎内でも十分見直し作業はできます。市民・専門家の意見を反映させ、協働の街づくりを進めるべきです。いざというときに役立つ防災計画が求められています。あわせて避難場所整備事業の不足です。八街に最も被害をもたらすと思われる東京湾北部地震では、避難者・帰宅困難者、約2万4千人対応できる対策が必要です。市民の安全・安心の街づくりを市政運営の柱にするよう予算の組み替えが必要です。以上の立場から反対するものです。」

次に、次のとおり賛成討論がありました。

「本市の歳入面では、長引く景気低迷の中、市税収入の向上を図るという大変大きな課題を抱えております。また、歳出面では、社会保障費関連の扶助費が当面増加することが見込

まれ、大変厳しい財政状況が続くものと考えられます。そのような状況の中、新年度予算の歳入面では、地方財政計画に基づく地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金については、過大見積もりに留意した予算計上をしているほか、各種基金からの繰り入れや市債の活用により、財源不足に対応しています。特に、歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、捻出した財源を重点的・効果的に配分しております。具体的に申し上げますと、まず、市長の特別職の人件費については、平成23年度に比べ、さらに削減しております。また、一般職人件費についても継続して管理職手当20パーセントを削減しております。次に、市民の防犯の予防や交通事故防止のため、交通安全施設として必要な防犯灯・カーブミラーの設置、修繕についても厳しい財政状況の中、予算を確保し、引き続き重点的に取り組まれる姿勢が見受けられます。次に、市民参加協働事業では、平成22年度よりスタートした八街市総合計画第2次基本計画に盛り込まれている市民と行政の協働について、市民が街づくりに参加しやすい基盤を作るための検討協議会を立ち上げ、取り組んでいくこととしております。今年度に八街市地域防災計画の見直しを行うにあたり、実情に合った地域防災計画作成を期待する次第であります。防災費に関しましては、火災情報や地震情報等の情報を素早く市民に提供するための防災メール配信サービスも実施されます。次に、火災活動の強化策として消防団や消防自動車に対する通信設備であるデジタル化を図って火災から市民を守る予算も確保されていきました。また、第4分団の消防機庫の建て替え及び耐震性貯水槽設備なども計画的に実施され、火災予防体制も充実されます。最後に、市の重要施策である朝陽小学校改築事業や大池第三雨水幹線整備事業一般会計負担金に係る財源としても、市債や基金の活用を図るなど、市民の要求に応えるべき施策が随所に見受けられます。これらは北村市長の指導力によるところであり、今後のさらなる手腕を発揮していただくことを期待して、私、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算につきましては賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第32号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から総合事務組合で共同処理する事務の追加依頼があり、議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わりにいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件19件につきまして、去る3月6日、7日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第1号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市史編さん委員会委員について、委員の勤務状況を勘案して、年額報酬から日額報酬に改めること、及びスポーツ振興法が全部改正され、名称をスポーツ基本法として新たに制定されたことに伴い、スポーツ振興審議会等の名称が変更されたことから改正するものです。

審査の過程において委員から、「市史編さん委員会は、年に何回開催していたのか。」という質疑に対して、「年2回の会議になります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法の成立に伴い、社会教育法が改正され、公民館運営審議会委員の委嘱基準が条例に委任されたことから、条例中に委嘱すべきものを明記するものです。

審査の過程において委員から、「改正条例にうたわれている「委嘱」と「任命」とに分けている理由を伺う。」という質疑に対して、「社会教育法の文言を取り入れているものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、議案第7号と同様、地域主権改革一括法の成立に伴い、図書館法が改正され、図書館協議会の委員の任命基準が条例に委任されたことから、条例中に任命すべきものを明記するものです。

審査の過程において委員から、「家庭教育の向上に資する活動を行う者の任命基準について伺う。」という質疑に対して、「家庭教育の向上に資する活動を行う者については、例えば子育てサークルのリーダー、子育てサポーター、子育てに関する親からの相談に対応している家庭教育に関する相談員や児童福祉司などと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、スポーツ復興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、スポーツ振興法が全部改正され、名称をスポーツ基本法として新たに制定されたことに伴い、法律改正に準じて本市の条例を改正するものです。

審査の過程において委員から、「推進審議会委員は、何名か。」という質疑に対して、「現在、定員10名です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、従来、本市マザーズホーム設置の法的根拠は、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として位置付けられていましたが、法改正に伴い、18歳未満の障害児施設については、児童福祉法に根拠規定が一本化されることとなり、条例中の関連部分を改正する必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「サービスの内容に変化があるのか。」という質疑に対して、「従前どおりになります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、現在、管理運営している本市児童クラブのうち、八街児童クラブ及び朝陽クラブについては、施設を2棟で開設していることから、おのおの棟ごとに児童クラブを分離することにより適正な管理を図ろうとするものです。

なお、朝陽児童クラブにおいては、本年7月に1棟の増設を予定していることから、あわせて条例を改正するものです。

審査の過程において委員から、「分割するメリットを伺う。」という質疑に対して、「定員70名の八街児童クラブの場合、現在、補助基準額が278万4千円ですが、これを2つ分けると1カ所当たり193万円となり、2カ所で386万円になります。補助金基準額が100万円程度増額となり、補助率は3分の2ですので、670万円有利になります。」という答弁がありました。

次に、「東小学校から八街児童クラブへ8名通っているということですが、八街東児童クラブは8名定員オーバーなのか。」という質疑に対して、「10名オーバーしていたので、八街児童クラブをご案内したところ、8名の方が八街児童クラブへ通うことになったものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本市の高齢化の進展や財政状況等を総合的に勘案し、88歳以上の高齢者の祝金を減額するため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「この条例がスタートしたときの対象者年齢の状況を伺う。」という質疑に対して、「以前は75歳以上80歳未満、また、80歳以上90歳未満、90歳以上100歳未満、100歳以上と分かれていました。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「年金からいろいろと天引きされ、手取りが少ないと、高齢者の皆さんから嘆きの声が上がっています。介護保険料の引き上げ、年金額の削減など、高齢者の生活はさらに厳しくなる中、楽しみにしている長寿祝金を削減しようとしています。削減総額は、わずか500万円弱であり、税金の使い方を見直せば生み出せる額です。例えば地域防災計画策定を852万7千円で委託しようとしています、職員が作成すれば十分長寿祝金を捻出できます。財政が厳しくても高齢者の楽しみを奪う施策の選択は許されません。以上の理由から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本市の国保会計収支は、高齢者の増加や医療の高度化により、医療費は年々増加している一方、保険税の調定額に関しては、低所得者や無職者の増加により、減少傾向にあります。

このことから、平成24年度においては、今以上に厳しい国保運営を強いられることが予測される場所です。

現在の社会経済情勢から保険税率の改正は困難な状況でありますので、国民健康保険税課税限度額を法令の定めるところまで引き上げることにより、収入を確保し、収支の不均衡是正を図るため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「限度額をなぜここで改正しなければならないのか。」という質疑に対して「地方税法においては、既に昨年の4月1日から限度額が引き上げられています。また、千葉県内の54市町村中の35団体については、既に平成23年度から引き上げが行われています。現在の八街市と同額の限度額で規定しているのは13団体であり、そのうち印旛管内では、6市町で白井市については、平成23年度から改定しており、それ以外については、平成24年度から改正を行うということでしたので、本市においても厳しい財政状況ですので、税収の確保という面から改正するものです。」という答弁がありました。

次に「今回の改正による影響額と人数を伺う。」という質疑に対して「平成23年10月のデータによると、最高で320世帯の方に影響があります。なお、三通りの課税限度額を引き上げることにより、10月時の限度額から738万6千721円が影響額として算出されています。」という答弁がありました。

次に「320世帯の対象で、約690万円の増収では少ないので、引き上げる必要はないのではないか。」という質疑に対して「所得の低い方や無職の方が、国保の加入について増加している現状を見ると、高額所得者の方々の負担は大きくなると思いますが、保険税の緩和は現状では難しいです。国は、平成16年度以降、8年間維持してきた保険税率の改正を

検討しなければならない状況となることも予想されます。八街市の国保財政を少しでも安定させるために、今回改正するものです。」という答弁がありました。

次に「今回、4万円ほど負担が増えるわけですが、複数年にかけて引き上げる考えはありませんか。」という質疑に対して「国は平成24年度は凍結していますが、25年度以降は何らかの方法で、毎年少しずつ上げていく方向性を出しています。今後、国が引き上げる限度額の差が開いていくので、ここで、国の基準に合わせたいので、改正をお願いするものです。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「高過ぎる国保税を引き下げるところか、限度額を医療分、後期高齢者支援分をそれぞれ1万円、介護保険分を2万円引き上げ、77万円にし、総額690万円、320世帯の負担増となる耐えがたい内容です。国保財政が厳しいのは、国庫負担の減額、保険料の引き上げによる収納率の悪化が原因です。市民の願いは国保税引き上げでなく、引き下げです。国庫負担を元に戻すよう、国にさらに強く要求することを求めます。また、一般会計から繰り入れて、国保税を引き下げ、払えるものにすること。あわせて、限度額を引き上げしないよう求めます。さらに、病気予防、健康増進施策の抜本的強化を求めて反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号、平成23度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第2表繰越明許費補正の内3款民生費、9款教育費について

審査の過程において、委員から、歳出2款では「外国人登録の現状を伺う。」という質疑に対して、「本年の3月1日現在の外国人登録数は、1千556人です。」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「臨時職員減では、職員の負担が増えているのではないかと伺う。」という質疑に対して、「関係機関等にも連絡して募集しましたが、応募いただけませんでした。しかし、他の職員にバランスよく協力していただき、本年度事業を進めてまいりました。」という答弁がありました。

次に「健康増進事業では健康診査だけではなく、例えば、たばこの健康被害に関して等を含めた健康増進がこれからは必要と考えるが、今後のこの事業をどのように考えているのか。」という質疑に対して、「啓蒙については、健康相談、はつらつ健康教室、健康教育など、さまざま事業を展開していますので、そちらで健康について考えていただく機会を設けています。」という答弁がありました。

次に「予防接種委託料がかなり減額されているので、普及活動が必要と考えが、これからのような改善策を考えているのか。」という質疑に対して、「普及に関しましては、子どもたちが集まる事業がありますので、その中で予防接種の必要性を今後も呼びかけていきます。今回の補正の減額については、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの事業見込

みが、予定よりも下回ったものになります。」という答弁がありました。

次に、歳出9款では「外国語指導助手事業では、先生と助手が緊密に連絡し、協力し合っ
ての授業はいけなくなっているが、どのように事業が進められているのか。」という質疑
に対して、「現在、学校では学期に1回ごと、ALT担当者会議を開いて協議、また業者と
の連絡等を行っています。学校からレッスンプランを委託先に提出し、これにより委託業者
はALTに指導し、学校で授業を行っています。現在、学校からこれに対して不便があるな
どとは、入っておりません。」という答弁がありました。

次に「青少年育成基金積立金の具体的な内容を伺う。」という質疑に対して、「当初予算
は1万5千円で、平成23年度の運用益が7千604円でしたので、今回7千円を減額し、
予算額を8千円にするものです。内容は、平成元年度にふるさと創生一億円事業により、国
から交付を受けて、そのうちの5千万円を原資に、平成2年3月に青少年の育成を図るため
に青少年育成基金として設置したものです。以後、積み立てを行って収益を得ながら、青少
年育成費に充当してきましたが、現在この基金の残高が平成23年度末で991万1千円と
かなり少なくなっているため、収益もわずかなものになっています。現在は、青少年育成費
に充当していません。」という答弁がありました。

次に、「図書館費の特殊建築物定期調査業務の内容を伺う。」という質疑に対して「本年
度、建築物、建築設備、外壁調査の業務を発注し、その入札差金を減額するものです。」と
いう答弁がありました。

次に、第2表では「中央公民館では、まだ、耐震補強をしなければならない箇所はあるの
か。」という質疑に対して「この繰越明許費で実施するのが、大会議室の北側と付随するト
イレ及び事務所の間仕切りにあるブロックを今回実施します。残りについては、南棟の1階
2階部分ですが、平成25年度に行う予定です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「退職被保険者等高額療養費負担金増加の原因を伺う。」
という質疑に対して「主なものは、近年退職される方が増えていることによります。」とい
う答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第20号は、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「当市の県内での収納率の状況を伺う。」という質疑に対
して、「収納率については、県内で最下位ではありませんが、悪い方です。当市は、特別徴収
と普通徴収をあわせて98パーセントの収納率です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号は、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「介護従事者処遇改善臨時特例基金の内容を伺う。」とい
う質疑に対して「保険料上昇の抑制を行うために、基金を設置したもので、介護保険制度の

円滑な実施を図るための基金になります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号は、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「賄材料費の減は、配食数の減によるものとのことですが、生徒数が減ったことによるのか。」という質疑に対して、「主な原因としては、中学3年生の3月分の給食費が卒業式の決定により日割り計算した結果になります。1カ月に9食以上食べた場合は、ひと月分をいただきますが、8食以下の場合は日割り計算でいただくことにしております。予算編成の段階では、卒業式の日が決定していませんでしたので、1カ月分すべていただく積算にしました。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「臨時職員の勤務内容を伺う。」という質疑に対して、「育児休暇を取得している1人分の代替になります。9時から12時、1時から3時の1日5時間で、主に郵便請求を担当していただく予定です。」という答弁がありました。

次に、歳出3款では、「民生委員は、スムーズに見つかっているのか。」という質疑に対して、「民生委員推薦会委員は、3年に一度を原則として、全体の選出に関わっています。直近では、平成22年度に行っています。その際、各区長さんに推薦依頼をして選出する形ですが、それ以外の年については補充に関する部分のための費用です。現状では、推薦をいただき、その方をお願いすることで、特に直接選出にあたって混乱があるということは聞いておりません。」という答弁がありました。

次に「民生委員は91名が推薦されているとのことですが、推薦の条件はありますか。また、推薦された場合、活動の制約はありますか。」という質疑に対して、「条件については、福祉面で住民の立場に立った活動ができる方であれば、年齢に条件はありますが、ほかには特にありません。制約については、民生委員の身分は、非常勤の地方公務員という位置付けです。民生委員法の中で、政治活動の制限、守秘義務に関する規定などが定められています。」という答弁がありました。

次に「障害者自立支援給付事業の障害児通所給付の内容を伺う。」という質疑に対して、「児童発達支援のつくし園、また、放課後デイサービスのぶらんこなどが対象となるものです。自立支援法から児童福祉法に根拠の規定が一本化されたことにより、自立支援法ではなくなることから、別に予算措置しました。」という答弁がありました。

次に「精神障害者地域生活支援センターの内容を伺う。」という質疑に対して、「平成18年度から成田市にある精神障害者地域生活支援センターに各圏域ごとに市町村が事業費を

負担しながら運営しています。」という答弁がありました。

次に「福祉団体活動費の減の理由を伺う。」という質疑に対して、「福祉団体の皆さんは、大変ご苦労されているところですが、今回補助金については、一律10パーセント削減をお願いしたところでは。」という答弁がありました。

次に「高齢者福祉諸費のひとり暮らし高齢者等訪問業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「ひとり暮らし等の方が、傾聴ボランティア等によって会話が進むようにと思い、始めた事業です。平成24年1月現在で、傾聴希望者は73名、傾聴ボランティアの方が17名で活動しています。昨年10月から試験的に活動していただいたものを本格的に進めていくものです。」という答弁がありました。

次に「緊急通報装置設置管理業務の内容を伺う。」という質疑に対して「高齢者世帯等が24時間受話器を取らずにボタン1つで相談員、看護師などと会話ができ、通報時は救急車の要請ができるものです。」という答弁がありました。

次に「児童措置費の子どものための手当の所得制限について伺う。」という質疑に対して「子どものための手当については、平成24年6月から夫婦子ども2人世帯で、収入が960万円の所得制限を予定していると聞いています。」という答弁がありました。

次に「2市1町SOSネットワーク連絡協議会の状況を伺う。」という質疑に対して「高齢者の徘徊、行方不明、またはお子様等、年齢は関係なしに利用しています。佐倉市、八街市、酒々井町で行っており、佐倉警察署の中に事務所を置き、各市町村に放送を流しています。八街市の放送依頼については、平成20年度で9件、平成21年度2件、平成22年度11件、平成23年度8件で、平成23年度については全員保護されています。」という答弁がありました。

次に「老人クラブに対する補助金の減額理由を伺う。」という質疑に対して「対象者は増加していますが、県補助金が減額になったので、減額となりました。」という答弁がありました。

次に「生活保護総務費の就労支援業務の内容を伺う。」という質疑に対して「就労相談員がケースワーカーと一緒に稼働能力のある被保護者の方に就労活動を指導しています。具体的には、新聞の折り込み広告の求人情報、あるいはハローワークの情報をもとにして、相談日に面接等を行っています。企業側が求めている情報と相談者の条件がうまくみ合うように、個別の就労相談に応じています。」という答弁がありました。

次に「就労支援業務は、商工課と連携されているのか伺う。」という質疑に対して「被保護者に対する就労支援活動の中の1つの活動として、昨年、商工課を通しまして、商工会議所にもお願いした経緯はあります。いろいろなネットワークを拡大していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「地域生活支援事業の日中一時支援事業の内容を伺う。」という質疑に対して「日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的として、日中介護をする者がいない場合、障がい者の活動する場の提供になります。」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種1回あたりの助成額を伺う。」という質疑に対して「接種1回で一般の方は、接種費用の一部で2千円、生活保護者の方は定額で7千700円の助成になります。」という答弁がありました。

次に「健康増進事業では、検診だけではなく、他の事業も展開していく考えはないのか。」という質疑に対して「医療費の増を避けるために、健康増進事業は重要なものと考えています。チラシ等の配布により広報し、いろいろな事業を展開していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「母子保健指導事業、児童医療費助成事業の事業による臨時職員の保険料の違いを伺う。」という質疑に対して「母子保健の方は1日2時間から3時間、児童医療の方は1日単位で臨時職員をお願いしています。雇用保険については、1週間で20時間31日以上引き続いて雇用する場合に加入しています。社会保険については、1日6時間以上で月に15日以上勤務した方が2カ月以上雇用する場合、社会保険に加入することになりますので、1人の方が働く時間数によって違いが出ています。」という答弁がありました。

次に、9款では、「幼稚園施設維持管理費の幼稚園送迎用駐車場賃借料の内容を伺う。」という質疑に対して「八街第一幼稚園送迎用の駐車場で、30台分になります。」という答弁がありました。

次に「幼稚園特別教員支援費がなくなった理由を伺う。」という質疑に対して「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費で、15名分の賃金になりますが、15名中の4名分を幼稚園の支援教諭として予定しています。」という答弁がありました。

次に「小学校教材備品購入費減の理由を伺う。」という質疑に対して「厳しい財政状況をかんがみまして、新たに購入をするのではなく、教職員の工夫と努力によって、わかる授業を進めることを目指し、教材の備品を減額しました。その分、図書購入費を増額しました。」という答弁がありました。

次に「教育センター運営費の問題を解決する支援委員の内容を伺う。」という質疑に対して「平成24年度よりスタートする新規事業です。学校に対するさまざまな要求、また、学校だけでは解決するのに難しい事案に対してのチームを作り、解決にあたる事業です。メンバーは市の弁護士、臨床心理士、市民の代表の2名、安全安心担当官で、教育委員会が事務局になり運営するものです。」という答弁がありました。

次に「教育支援センター管理運営費の学校教育相談員の活動状況を伺う。」という質疑に対して「3名は、教育支援センターナチュラルに勤務しています。2名は家庭訪問相談員として長欠、不登校、また、生活指導の問題等で集団生活に適應できない生徒の家庭へ訪問活動等を行っています。」という答弁がありました。

次に「不登校への取り組みは、どのように進めているのか伺う。」という質疑に対して「不登校、長欠問題については、学力向上と同じように八街の重大課題として、教育委員会では捉えています。今年度、教育相談員を1名増やしたことにより、ナチュラルの在籍も昨年度3名から17名になっています。また、カウンセラーがかわり、相談件数も増えて学校

に復帰できた児童・生徒が、平成22年度は3名でしたが、今年度は12名です。市では、学期に一度、長欠対策の会議を開いています。学校関係者、管理職及び長欠担当が毎学期に状況を話し合い、中学校区ごとに具体的なサポートの仕方等、話し合っています。また、毎月、学校から長欠報告を挙げていただき、すべて指導主事に対応を聞きながら指導助言にあたり、1人でも多くの不登校、長欠をなくそうと努力しています。」という答弁がありました。

次に「佐倉警察署管内学校警察連絡委員会の内容を伺う。」という質疑に対して「学警連の組織で、柔道大会、剣道大会等を行っています。」という答弁がありました。

次に「青少年健全育成費の八街っ子サポート連絡協議会の予算額を伺う。」という質疑に対して「需用費の食料費として、わずかですが、4千680円計上しています。会合を開いたときのお茶代になります。」という答弁がありました。

次に「社会教育委員・社会教育指導員・家庭教育指導員の選定基準を伺う。」という質疑に対して「社会教育委員については、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験のある者、また、家庭教育の向上に資する活動を行う者で、現在20名委嘱しています。社会教育指導員については、社会教育の特定分野について、直接指導、学習、相談、または社会教育関係団体の育成にあたる者ということで、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を身につけている者のうちから委嘱することになっています。家庭教育指導員については、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ家庭教育に関する指導技術を身につけている者のうちから教育委員会が委嘱するとなっています。」という答弁がありました。

次に「文化財保護費を削減していますが、旧跡を維持管理していくための費用は、なるべく削らないで、街おこしのために整備していかなければならないと考えています。どのように考えているのか。」という質疑に対して、「文化財のボランティアの方々に、ご自分の近所の史跡等の見回りを日々の生活の中で、ボランティアでお願いしている現状です。」という答弁がありました。

次に、「郷土資料館を目立つようにできないのか。」という質疑に対して「費用をかけずに、市民の皆さんにどのようにしたら知っていただけるのか、職員で考えてPRしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「ピーナッツ駅伝大会の企画変更の考えはないのか。」という質疑に対して「八街市のスポーツの主要なイベントと考えています。このスポーツ大会は、体育協会をはじめとする多くの団体のご協力によって行われていますので、各団体のご意見を伺いながら、今後開催場所など議題に上げて、検討していただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「景気改善の兆しもなく、市民生活が悪化する中、年金削減、子どもに対する手当削減など社会保障を改悪する一方、消費税の増税が取りざたされています。このようなときこそ、市民の暮らし、福祉を守る予算にすることが求められています。新年度予算は、高齢者肺炎

球菌ワクチン接種、人間ドックへの助成が実施されることになり、病気予防に役立ちます。また、新たな私立保育園の開設は、子育て世代への大きな支援となります。しかし、国と自治体が責任を持つべき公的制度を解体し、保育を保護者と受給者の契約で購入するサービスにして、保育の営利化、市場化に任せる新システムや子ども園を取り入れない施設にすることを要望します。第三朝陽児童クラブの開設は、子どもの放課後の生活を保障するものとして、子ども親も安心できます。その一方、長寿祝金支給事業削減は、長く社会に貢献してきた高齢者のささやかな楽しみを奪うものであり、削減すべきではありません。また、多くの子育て世代が望んでいる、児童館の設置計画は今年度もありません。虐待の防止や早期発見のためにも役立つ児童館の設置をし、親子が集まる場所の充実を求めます。高過ぎて払い切れない国保税の限度額を引き上げるとは、さらに市民の生活を圧迫します。一般会計から制度外の繰り入れをし、引き上げをしないよう求めます。また、払える国保にするよう求めます。さらに、国に対し国保への国庫負担を元に戻すよう強く求めるべきです。生活保護については、誰でもが安心して相談できるよう申請書を窓口に置くよう要望します。教育費では、東小学校、交進小学校、川上小学校の耐震化の実施計画を立てるということは大変評価できます。子どもたちの安全確保、市民の安全な避難場所として3校同時に早期に耐震化を求めます。教育費の2点目に、学校に行きたくても行けない不登校の児童・生徒に対する抜本的施策が今年度もありません。中学校の不登校率は県平均の2倍、小学校は3倍であり、改善のための思い切った施策を求めます。3点目に、教材備品購入費の半減です。消耗品についても同じです。十分な教材をそろえられるのか大変疑問です。教育費を削るべきではありません。4点目に、市民の暮らしが悪化している中、十分な教育を保障するための就学援助の拡充改善が求められます。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費にも適用するよう求めます。また、民生委員の署名を求めずに適用すべきです。最後にスポーツプラザについてです。市民から現状のトレーニングルームは器械も古く、使いづらいという声が上がっています。指導員の配置、部屋の拡大、器械を賃借にして新しいものにし、健康増進を求める市民の声に応えるよう要望して反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「日本経済の景気が依然として低迷する中で、本市の財政状況は、平成24年度一般会計予算においても実質的な財源不足を基金の取り崩しにより対応するなど、非常に厳しい状況が続いております。このような中で、歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化に取り組む一方、市民要求の高い課題に対しては、的確に対応した内容となっております。新規の事業としては、まず、待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応するため、保育園施設整備事業として、施設認可保育園の施設整備を推進し、保育定員の拡大を推進します。また、児童クラブの充実を図るため、第三朝陽児童クラブを平成24年7月に開設するための整備を行います。加えて、市内の75歳以上の方々を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を実施するとともに、赤ちゃんの言葉と心を育むために、赤ちゃんと保護者に絵本を通じて応援するブックスタート事業を始めます。さらに、ひとり暮らし高齢者のうち、希望

者に傾聴ボランティアの訪問を実施する、ひとり暮らし高齢者等訪問事業を実施します。教育費では、教育指導費の中で、校内適応指導教室補助教員、特別支援教育支援員、カウンセラー、外国語指導助手、学校教育相談員、学力向上推進員、また、緊急雇用創出事業での臨時職員の賃金が予算化され、学校教育への配備がなされました。また、小学校費では、必要とする維持管理費、児童援助奨励費、朝陽小学校の実施設計業務費等が適切に計上されています。中学校費、幼稚園費においても、維持管理費奨励費等が適正に計上されています。社会教育費では、従来の上業のほか、八街っ子サポート連絡協議会の立ち上げなど、地域で支える事業に配慮されています。保健体育費についても通常事業のほか、本市で開催される郡市民大会に関わる予算措置がされております。このように、平成24年度八街市一般会計予算は、限られた財政の中でも福祉に関する市民の要求に応えるべく、新規対策に積極的に取り組むとともに、教育費は必要となる教育指導費、学校建設費について配慮された予算となっており、バランスのとれた各種施策が随所に見られます。これら北村市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発揮を期待して、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第26号は、平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「前年度より保険税が減っている理由を伺う。」という質疑に対して、「現年度分は前年度の10月を基本として、調定額をベースに収納率を80パーセントと設定して積算しています。退職者医療等は、93パーセントで現年分を算出しています。滞納繰越分については、14パーセントで積算しました。これらの積み上げで調定額が前年と比較して、現年分は下がっています。これは、収入が少なくなっている現状があり、これにより所得割額が算出されますので、現年度調定額が下がってきています。」という答弁がありました。

次に「保険給付費増額についての考えを伺う。」という質疑に対して、「実態として退職者の方々が増え年齢が上にいくほどレセプトの件数も多くなり、医療費の負担が多くなっています。特に大病が多くなったということではありません。」という答弁がありました。

次に「特定健康診査を受診されていない方に、電話などにより受診促進はできないのか。」という質疑に対して、「実績では、平成23年度の対象者が1万7千972名、うち受診された方が4千657名ということで、未受診者が1万3千300名ほどになりますので、受診をされない方すべてに電話等で受診促進をするのは非常に難しい状況です。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「暮らしが悪化する中、国保税を払いたくても高過ぎて払い切れない市民に対し、市は徴収強化、差し押さえをしています。収納率が多少上がったとはいえ、全国ワースト1であり、国保財政の改善の兆しは見えません。このような中、今でも国保税が高過ぎる、引き下げてほしいという市民の切実な声に背を向け、新年度予算では限度額を4万円も引き上げ、市民に負担を押し付けるものになっています。しかし、それでも今年度の国保税収は前年度

と比べると3千174万9千円の減額予算となっています。国保財政の悪化は本市だけではなく、全国的に広がっていますが、その原因は国にあります。国保収入に対し、国は1984年には49.8パーセント負担していましたが、現在は、その半分に削減したからです。それに伴い、八街市は国保税を引き上げた結果、滞納世帯が増え、平成24年1月31日現在、国保加入世帯の5.8パーセントが保険証未交付世帯となっています。社会保障としての国保役割を果たせません。すべての世帯に保険証を交付するよう求めます。地方自治体の仕事は、住民の福祉を向上させ、命、暮らしを守ることです。収入に応じた払える国保にするために国庫負担を元に戻すよう国に強く要望するとともに、一般会計からの繰り入れを求めます。また、国保財政の悪化の1つは医療費の増大です。健康増進予防医療の施策の強化が求められています。今年度から人間ドックへの助成が始まり大変評価できますが、十分ではありません。今後さらなる充実、新たな政策を求めて反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「昨年50周年を迎えた国民皆保険制度が、今年は、次の半世紀に向かって新たな一步を踏み出すこととなります。誰もが、いつでもどこでも平等に安心して医療を受けることができ、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成している皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。しかしながら、近年、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、非正規労働者の増加や所得の減少、また、家族形態や地域の変化など、社会経済の諸情勢に大きな変化が生じております。医療を取り巻く環境にも大きく影響していることから、医療保険財政も厳しい状況が続いています。そこで、国民健康保険の財政基盤の強化策の恒久化や財政運営の広域化の推進、都道府県調整交付金の割合の引き上げなど、基盤強化に関する施策が議論され、着実とはいいがたいもの見直しがされてきています。さて、このような状況の中、八街市国民健康保険事業ですが、平成23年度の補正予算状況からもわかるように、医療費は主に退職分を中心に増加の一途をたどっています。その中、保険税については、市税等徴収対策本部の取り組みが成果となってあらわれてきているようで、今年度の収納率は向上しています。しかし、医療費の増加には届いておらず、環境は好転しているとはいいがたい状況の中で、提案されている平成24年度当初予算ですが、保険税を前年度と比較しても、不況の影響から予算額そのものが若干の減額となっております。予算の歳出基準での現年度分徴収率は80パーセント確保することとしており、徴収対策本部の意気込みが感じられます。また、国民健康保険税条例の改正において、課税上限額を増額し、税額の確保に努めているとともに、千葉県における国保広域化等支援方針も継続的に実施しており、国庫補助金も減額されることなく交付されるものと思われます。一方、歳出においては、今年度の状況から保険給付費の増加は推測できますが、義務的な経費であることから、単純に予算を抑えることはできないものであり、医療費の増が避けられない中、疾病予防、医療費の適正化は欠くことのできない重要な施策となっています。その1つの事業として、保健事業に力を注ぐことが有効であり、特定健康診査に加え、人間ドック助成事業も新たに実施することとしており、短期的な成果は難しい

と思われませんが、期待したいところです。また、今後のジェネリック医薬品の差額通知など、医療費を抑制していくような事業も検討すると聞いておりますので、保健事業の充実にも期待しております。最後に、国保担当者におかれましては、いまだ好転の兆しが見られない中ではありますが、この大きな変革期において、保険者としての責務を十分認識しつつ、引き続き市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、今後示されるであろう新たな医療制度での的確な対応を図り、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待も含め、賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第27号は、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「後期高齢者の制度をなくすよう国に働きかけをすべきではないか。」という質疑に対して、「民主党政権になり、後期高齢者医療制度は廃止をするということで政権が始まりましたが、その後、各県、各市からの全国的な意見を聴取し、種々検討されています。この中で、全国の県知事会等におきましては、廃止にすることを前提に高齢者の医療改革をしてほしいという要望で国の検討会議も進められているという情報が入ってきています。当初の予定は平成25年度からでしたが、この後期高齢者医療制度をどのように改革をして、高齢者医療を保持していくのかということで、引き続き国は検討を進めていますので、国の動向を見守っていきたくて考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「後期高齢者医療制度は、制度開始以来、国民から制度廃止をするようにと求められています。年齢で医療差別を実施する制度を導入している国は日本だけです。2年ごとに保険料の見直しがあり、滞納者には、短期保険証を発行し、差し押さえもするという高齢者に大変冷たい制度です。日本共産党は、高齢者を差別する後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健に戻すよう国に要求するよう求めます。以上の立場から反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方々が、これからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めたすべての世代で支え合う医療制度として、平成20年度に創立され、以降4年が経過しました。しかしながら、75歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢による区別をしている等の問題点が生じていることから、本制度は既に制度廃止の方針が出され、現役世代も含めた新たな医療制度が高齢者医療制度改革会議において検討されています。さて、このような中、平成24年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては改定の年にあたりますが、保険料率、均等割額に変更はなく、保険料軽減措置や被保険者の負担軽減は継続されています。また、給付につきましては、被保険者数の増加が見込まれるため、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるためやむを得ないものと考えられます。今後は、新制度が施行される

ことにより、後期高齢者医療特別会計についても廃止になることが予想されますが、新制度施行までの国の動向について十分留意いただき、的確な対応を図ること期待し賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第28号は、平成24年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「配食サービス業務では、何名の方がサービスを受けているのか。」という質疑に対して「平成24年1月末現在で94人です。」という答弁がありました。

次に「保険料が平均で、13パーセントの引き上げにより、さらに滞納が増えていくのではないかと伺う。」という質疑に対して「保険料について、今まで7段階8区分であったものを特例3号を新たに加えて、8段階10区分にしました。滞納者が増えることもあると思いますが、この介護保険における。これからの事業の必要性などを被保険者の方にご理解いただきながら納めていただきたいと思います。」という答弁がありました。

次に「今回新たに特養ができて、待機者は何人になりますか。」という質疑に対して「1月1日で166名です。この方々については、その都度、対応させていただきたいと考えています。実際166名が、そのまま施設に入所となりますと、介護保険事業の会計上とてもやっていけない状況ですので、その期ごとに整備計画を立てて対応していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「今年度から第5期介護保険制度が始まります。年金から引かれるものが多く、手元に残る額が少ないと高齢者から悲鳴が上がっている状況の中、八街市の普通徴収の3分の1近くが滞納となっています。保険料段階を8段階から10段階に増やすことは歓迎できます。しかし、滞納額が増加する中で、保険料平均13パーセント、基準額で年間6千100円引き上げ、5万2千800円にすることは、高齢者の生活を破壊するものであり、到底許されるものではありません。総額約1億2千684万円の負担増となる中、保険給付は前年度と同額か、ほんのわずかな増額にとどまっています。介護予防に力を入れると言いながら、高額介護予防サービス費は170万円減額です。訪問施設関係のサービス費の減額、そしてホームヘルパーの訪問時間も制度としては削っていく、そういう大変冷たい今回の改定です。高齢者が増える中で、これでは必要なサービスを受けることはできません。170名近い特別養護老人ホームの待機者をなくすためにも、ホームの増設、そして在宅で安心して暮らせるように、誰もが必要なサービスを利用できるよう制度の充実が求められていますが、その保障がありません。これでは、介護保険制度が始まって以来、批判されてきた保険あって介護なしをさらに広げていると言わざるを得ません。また、介護を社会化するという、ふれ込みで制度が始まったにも関わらず、施設関係を減額して後退をさせています。介護保険料、利用料の軽減も必要です。制度充実のために厚生労働省が指導している三原則の撤廃、国庫負担を増やすよう国に要求することを求め、反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「平成24年度から平成26年度までを期間とする第5期介護保険事業計画において、65歳以上の高齢者人口は平成26年10月の推計値で1万7千208人、高齢化率は23パーセントであり、要支援要介護認定者は2千148人が見込まれています。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口9千135人、要支援要介護認定者数839人と比較いたしますと、高齢者人口は1.88倍に、要支援要介護認定者数は2.56倍に増加するなど、より一層の高齢化の進行が推測されております。平成24年度介護保険特別会計予算は、歳出においては第5期介護保険事業計画を受けて、介護保険サービスの見込み量と要支援要介護認定者数の実績や給付実績をもとにした予算計上であり、歳入においては保険給付に伴う国・県支払基金及び市の負担金を各負担割合に応じて計上し、保険料については、第1号被保険者の増加及び改定に伴い、前年度より21.1パーセント増の1億2千684万7千円の増額を見込み計上されています。以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性の確保をすべく努力をされており、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第29号は、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「調理場給食事業では、材料について放射性物質の心配についての問い合わせは、最近はどうか。」という質疑に対して、「昨年の大震災の後、1件メールがありました。その後はありません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第33号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、介護保険法の改正により、第1号被保険者の負担率を20パーセントから21パーセントへ引き上げること、及び高齢化の進行や第5期介護保険事業計画期間における介護報酬の改定等による給付費の増額を見込む必要が生じたことから、所得に応じた保険料率を現行の7段階8区分から8段階10区分とし、介護保険料を引き上げようとするものです。

審査の過程において委員から、「引き上げによる、収納率の影響を伺う。」という質疑に対して、「あまり変化がないと見ていますが、できる限り収納率の向上に努めたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「八街市の収納率は、県下ワースト2と相変わらず大変厳しい状況です。それなのに、条例改正による保険料引き上げによって収納率に変化はないという見通しですが、市民の暮らしを苦しめるものになってしまいます。特に収入が少ない方に対する保険料軽減策が必要です。介護保険の国の負担を増やすよう国に強く要求をしていただきたいと思います。介護を必要とする人が誰でも安心して介護を受けられる制度を求めて反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

げまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ですが、昼食のため休憩します。

午後は、1時20分から再開します。

（休憩 午後12時11分）

（再開 午後 1時20分）

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、再開いたします。

議事に入る前に、北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

副市長の選任につきましては、先ほどご同意をいただいたところでございますが、本日、小澤氏が議員の皆様に対しまして、お礼のあいさつに来ております。委員長報告の途中で誠に恐縮でございますが、ここでお時間をちょうだいいたしまして、皆様方にご紹介させていただきたいと思っております。

○小澤誠一氏

ただいまご紹介いただきました小澤誠一でございます。お礼の言葉を申し上げる機会を設けさせていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、北村市長のご推薦、並びに議員の皆様のご同意を賜り、副市長の職を拝命することになりました。誠に身に余る光栄であると同時に、責任の重さをひしひしと痛感しているところでございます。

皆様ご案内のとおり、現在、地方を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。言うまでもありませんが、少子高齢化の急速な進行、行政ニーズの多様化、危機的な財政状況など課題は山積している状況であります。さらには、追い打ちをかけるように発生した東日本大震災や原子力発電所の放射能漏洩事故により、行政には大変厳しい対応が求められております。こうした中、大変微力ではございますが、今までの経験を活かし、北村市長の補佐役として、誠心誠意、八街市の発展のため、最善の努力をしまいる所存でございます。

何とぞ、議員の皆様、並びに職員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

○議長（鯨井眞佐子君）

議事に入ります。

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件9件につきまして、去る3月8日、9日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について

て要約してご報告申し上げます。

議案第14号は、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地域主権改革一括法の成立に伴い、公営住宅法が改正され、同居親族要件が廃止されたこと、及び入居収入基準が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「基礎的数字は何から算出したのか。」という質疑に対して、「収入の40パーセントを見て、21万4千円となっています。」という答弁がありました。

次に「榎戸の市営住宅では、3戸の入居中、1戸退去したが、空き家のテラスがぶら下がって危険な状態です。取り壊すのか。」という質疑に対して、「壊れた箇所は撤去し、残りの2戸が退去したときは全部取り壊す予定です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、このたびの事業計画認可の変更により、認可区域を拡大したことに伴い、拡大した区域についても公共下水道の整備完了後、速やかに受益者負担金を賦課する必要があることから、当該認可区域の負担区と単位負担金額を追加するため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「八街第5負担区の面積を伺う。」という質疑に対して「第5負担区の33ヘクタールを追加して、トータルで523ヘクタールになります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地域主権改革一括法の成立に伴い、水道法が改正され、水道技術管理者の資格基準等が条例に委任されたことから、条例中に明記するものです。

審査の過程において委員から、「布設工事監督職員の人数と水道技術管理者の資格内容を伺う。」という質疑に対して「布設工事監督職員は1名です。水道技術管理者の資格要件については、上水道工事に関する技術上の実務に10年以上従事した者、または大学の工学、理学等を卒業し、4年から6年間の上水道工事の技術上の実務を経験した者となっております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号、平成23年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の補正の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正の内7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では「家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費では、当初予算の3千648万円を714万8千円減額し、53基分になるとのことだが、減額理由を伺う。」という質疑に対して「当初予算では、71基分予算計上していましたが、国と県の補助金が付かなかったことから、減額せざるを得ませんでした。昨年11月頃で53基分は終わってしまったので、その後の分は平成24年4月以降に申請していただきたいと業者等に話しております。」という答弁がありました。

歳出5款では、「経営体育成対策事業補助金の具体的な内容を伺う。」という質疑に対して「新規就農者が就農する際の初期投資に対する事業費に対して2分の1補助します。また、融資主体型の補助事業として、融資を7割程度利用し、残りの3割の自己資金に対し補助します。」という答弁がありました。

次に「北総中央用水土地改良事業の進捗状況と今後の計画を伺う。」という質疑に対して「北総中央用水事業の進捗状況は、23年度事業費ベースで80.4パーセントです。今後24年度においては、25億円の予算で送水路あるいは末端の用水路を整備していきます。幹線用水路は、ほとんど整備が終了しているので、今後は畑に水を届ける支線の工事を進めていきます。」という答弁がありました。

次に、歳出6款では「消費者の苦情で一番多い案件の状況を伺う。」という質疑に対して「相談に関する案件では、平成22年度、23年度から見ると、契約に関する内容が主なもので、両年度とも70件程度です。他に販売方法に関するトラブルも多く寄せられています。」という答弁がありました。

次に、歳出7款では「道路整備事業費では、市道116号線、102号線については、仕切り直しとなるのか。」という質疑に対して「当初要望に1億4千万円追加しています。」という答弁がありました。

次に「都市計画基礎調査業務の減額理由と内容を伺う。」という質疑に対して「減額は基礎調査費の確定によるものです。調査の内容は、住宅の調査、土地利用状況調査、利用地調査、建物の利用状況です。」という答弁がありました。

次に、第2表では「砂の流末河川工事では、日枝神社付近の周辺工事は終わっているのか。」という質疑に対して「整備は終了しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号は、平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「地方債補正の変更では、利率はどのくらいになるのか伺う。」という質疑に対して、「今回の長期の起債については、1.7パーセントです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、平成23年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「設計図書売払収入の増は、どのようなものを売却したのか伺う。」という質疑に対して、「図書の収入については、水道課が所管する配管布設工事

等に係る図書の売り払い代です。」という答弁がありました。

次に「新規に水道の供給を受けたいという地域が何カ所かあるが、現行の更新作業を終えても供給できないと聞いている。どのようなことか。」という質疑に対して、「市内全域が給水エリアであることから、全区域に給水するよう努めているところです。水道事業において水道水を安定的に供給していくことは最優先すべきことと考えているところであり、現在、そのために老朽化した施設の大規模更新を実施しているところです。また、これらの事業に着手するためには、企業会計の健全化の堅持が必要であります。このことから、ご指摘のあった地域については、費用対効果を十分検討し、実施してまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では「環境衛生費のリサイクル推進費では、本来ならばリサイクルを進め、焼却物を少なくする方針を出すべきと考えるが、予算上は昨年度より減額になっている原因を伺う。」という質疑に対して、「今年度の資源回収実施団体の回収量が22年度と比べると減っており、また、資源回収実施団体奨励金の1キログラム当たりの単価を5円から4円に改めたため、減額となっております。」という答弁がありました。

次に「住宅用太陽光発電設備導入推進事業は40基で、先日抽選が行われたと思うが、申込件数を伺う。」という質疑に対して「10基の補正対応をしましたが、65名の申し込みがありました。」という答弁がありました。

次に「八富成田斎場費では、火葬費の有料化について本市の対応を伺う。」という質疑に対して「成田市の議会の中での考えが一番大事であり、本市での結論を出していただきたいとの話ではなかった。最終的には、成田市の議会の中で判断されるものと考えています。」という答弁がありました。

次に「清掃総務費のクリーンセンター周辺地区対策費について、昨年度と比較すると大幅な減額の理由について伺う。」という質疑に対して、「昨年度はクリーンセンターの電波障害の関係で、ケーブル線の撤去工事がありましたが、平成24年度は撤去がなくなったため、減額になっています。」という答弁がありました。

次に「クリーンセンター管理運営費では、焼却灰の搬出先等の経過について伺う。」という質疑に対して「県外搬出で決まりかけています。」という答弁がありました。

次に、歳出5款では、「農業委員会費中、平成23年度の農地転用の件数を伺う。」という質疑に対して「平成24年2月末日現在で、93件提出されております。」という答弁がありました。

次に「農業振興費中、農業研究会補助金の活動内容を伺う。」という質疑に対して、「平

成23年度の事業内容は、11団体に活動費として交付しています。園芸部門では、スイカの急性萎凋症対策、トマトの黄化葉巻病対策の改善等の問題となっているものに対する試験研究、事業を行う事業費です。」という答弁がありました。

次に「畜産防疫事業費が前年度予算より減額されている理由を伺う。」という質疑に対して「昨年度4年に一度の牛のブルセラ・ヨーネ病全頭検査を行ったので、平成24年度は減額となりました。」という答弁がありました。

次に「輝けちばの園芸産地整備支援事業の内容について伺う。」という質疑に対して「県から事業費に対して4分の1、市が上乘せし、3分の1にして支出します。内容は、菊の施設園芸農家に蒸気式土壌消毒機、農業生産法人が行う自走式根菜収穫機の購入に対する補助です。」という答弁がありました。

次に「環境保全型農業直接支援対策事業費の環境保全型農業直接支援対策事業交付金の内容を伺う。」という質疑に対して、「農業分野において、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくものに直接補助するもので、10アール当たり8千円の2分の1を国が負担、残りを県と市が負担するものです。」という答弁がありました。

次に、歳出6款では「商店街振興事業費中、商店街空店舗活用補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「南口商店街振興組合にある空店舗の1つをギャラリー悠友として活用し、ボックスショップの設置及び休憩所として使用できるようにしており、市、商工会議所、商店組合で家賃を負担しています。」という答弁がありました。

次に、「シルバー人材センター費のシルバー人材センター補助金の内訳を伺う。」という質疑に対して「シルバー人材センターに勤務している方々の人件費に充てています。」という答弁がありました。

次に「商工業振興費では、アンテナショップの今後の展望について伺う。」という質疑に対して、「ぼっちの運営は、南口商店街振興組合との話し合いの結果、事業を実施していくことで話を進めております。また、平成24年度におきましては、インターネットを活用した販売を計画しており、その推移を見ながら対応を考えてまいります。」という答弁がありました。

次に、歳出7款では、「道路境界確定費の東日本大震災に伴う公共基準点補正業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「昨年の大地震の影響で、八街市は太平洋側に50センチメートルほど、ずれています。この動きはかなり大きなもので、全体的に見ると千葉県は、北に行くほど太平洋側の方にずれています。館山方面は、北側に20センチメートルほど上がるような形で県全体がいびつな形に動いています。その結果、富里市にある国土地理院で管理している電子基準点が動きましたので、国土地理院が再度測量し直しまして、新しい座標を発表しています。この新しい座標と当市の総合保健福祉センターの屋上にある市の一級基地点で測量すると、この10数キロメートルの距離で、8センチメートルずれています。測量の世界では、ものすごい大きなずれですので、それを使って、今後測量ができないだろうということで、市内に約60カ所の一級二級の基準点がありますが、これをもう一度はか

り直そうとするものです。」という答弁がありました。

次に「住宅耐震化促進事業は、この予算で足りるのか。」という質疑に対して「耐震診断の実績ですと、22年度1件、23年度2件でした。24年度は多少増えると見込んで、10件分としています。」という答弁がありました。

次に「自転車駐車場管理運営費減額の理由を伺う。」という質疑に対して、「大きな理由は、駐輪場の維持管理の委託内容を見直して、職員の手でできることはやるということで減額になりました。」という答弁がありました。

次に「八街バイパスについては、国道409号までは、かなり事業が進んでいるとのことですが、どのような見通しか伺う。」という質疑に対して、「大きな用地交渉案件が2件あります。1件の方は、県外の方で今月に入ってから職員が訪問していますが、用地交渉では条件の折り合いがなかなか付かないところです。」という答弁がありました。

次に「現在の市営住宅入居戸数と供給可能戸数を伺う。」という質疑に対して、「平成24年2月1日現在で、管理住宅戸数は448戸、公募停止が101戸で、公募住宅が347戸です。入居可能なのは347戸ありますが、うち34戸が空き部屋となっていますので、313戸が入居しています。」という答弁がありました。

次に「児童遊園管理の所管が児童家庭課から都市整備課へ移した経緯を伺う。」という質疑に対して、「都市公園等の遊具は都市整備課で管理していますが、児童遊園の遊具ということで、都市整備課に問い合わせがあります。職員の提案制度の中で、統一した管理をした方が市民の方がわかりやすいという意見があり、都市整備課で管理をすることになりました。」という答弁がありました。

次に「自転車駐車場管理運営費の防犯カメラが、実際に犯罪や事故などの資料に使われたことはありますか。また、カメラは何台設置してありますか。」という質疑に対して、「警察の要請により、使用したことはあります。カメラ台数は40台です。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「付託された4款衛生費のうち公害対策費として計上された予算の中で、増額された1億4千万円のほとんどが上砂地区廃棄物撤去工事請負費であります。今、最も市民が求めているものは、福島原発の放射能の影響の問題であり、土壌検査や地下水を利用している多くの市民にとっては不安でなりません。昨日の質問で地下水の検査はやっていくと答弁されました。「土壌も地下水も安心だ」では済まされない、しっかりと予算を確保すべきです。引き続き予算化された住宅用太陽光発電装置導入推進補助金は、自然エネルギーへの移行を促進するという意味では評価をしますが、規模が40件では小さく、平成23年度だけでも65件を超える申し込みと申請しなかった人たちの人数を考えると、大幅な予算の確保が必要です。5款農林水産業費は、農家戸数は年々減少、生産額も減となっています。農家は季節や温暖化、放射能被害の風評にさらされ、経営が厳しくなっています。こうしたもとの、原発の被害に対して、農政課を挙げて、補償対策に奔走されたことに対して、評価をすると同時

に、今後も引き上げ努力を期待したいと思います。このように、基幹産業である農業を守り、発展させる施策が今こそ求められているときにはありません。国の支援策として青年就農給付金がやっと予算化されましたが、市としての対策、また品目の価格保障など積極的に農家支援を図るべきです。6款商工費では、国の施策で年金の支給削減や社会保障の改悪など、次から次へと国民負担増が続き、高齢者の方々の「働けなかつたら生活できない」という就労の要望が高まる中、シルバー人材センターの補助金を125万円もカット、今でさえシルバーに勤める人は仕事がないといっているのに、時代に逆行する予算削減です。これも昨日の答弁で公共事業を充てていくという前向きな答弁がありました。八街駅商店街はシャッター通りが多く、市の施策であるアンテナショップの予算1千378万7千円もカットされ将来が案じられます。こういうときだからこそ、市を挙げて地域活性化への取り組みがますます必要ですし、商工課の果たす役割も大変重要です。市民と商店街を結ぶスタンプ納税など具体的に取り組む必要があります。7款土木費では、住宅リフォーム助成制度が300万円、10万円上限30件分と大変少ないですが、八街市の多くの業者の皆さんが期待する制度と評価をします。大池排水の一般会計負担金1億9千854万5千円が計上されており、駅北側区画整理事業は関連事業費で4千127万1千円。北側は活性化をされると言われたのに、今では駐車場と空地で固定資産税は減少して、市民にとってこんな大きな事業が必要だったのか疑問に思う声が上がっています。北側の公共核施設用地の有効活用を図るべきです。市営住宅は老朽化をし、維持管理になおさら費用を上乗せしていくのが当たり前なのに削減をする。低廉な住宅を提供するという自治体の役割を果たすべきで、マスタープランに基づき計画を実行すべきです。以上の立場から反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「本市の財政状況は、大変厳しい状況がしばらくの間続くものと考えられますが、そのような中、市民の要求に応えるべく各種施策が随所に見受けられます。具体的に申し上げますと、まず、便利で快適な街づくりとしましては、八街駅北側地区土地区画整理事業、道路整備事業など引き続き推進されます。次に、豊かな自然と共生する街づくりとしましては、道路排水施設整備事業、流末排水施設整備事業の充実や居住環境の向上のため、雨水の浸水対策として効果のある大池第三雨水幹線整備事業に着手されます。新規事業としましては、市内産業の活性化や住宅の居住環境の充実を図るための住宅リフォームの補助制度も始まりです。次に、活気に満ちあふれる街づくりとしましては、北総中央用水土地改良事業、輝けちばの園芸産地整備支援事業、八街駅南口の商店街空店舗活用に対する補助制度も引き続き実施されます。新規事業としましては、市特産物である落花生の販売促進を目的にふるさと小包発送にかかる関東エリア郵便局へのチラシの配布が行われます。また、新たな市特産物の販売経路拡充のため、インターネット店舗を開設して市内製品をアンテナショップ・ぼっちを通じての通信販売が計画されております。このように、地域活性化への施策も随所に見受けられます。これらは北村市長の強力な指導力によるところであり、いまだ不景気な経済状況にある中、抱える課題も多くありますが、今後の手腕の発揮を期待して賛成するもので

す。」

続いて、次のように賛成討論がありました。

「財政の大変厳しい状況にありながら、各種財政や事業を見直し、バランスのとれた予算配分を行うとともに、市民の生活の中で、今必要なものには適正な予算措置をとっていただいています。衛生費では、長年課題でありました上砂地区廃棄物撤去業務を予算化し、解消へ取り組むようにしてあります。農林水産業費では、農業後継者づくりの一環として、青年就農給付金や農用地利用集積円滑化事業等の新規予算として計上してあります。農家の方々が、賠償の請求等を行うために市行政が窓口となっていていろいろ活動していただいていると大変ありがたいことだと思っております。商工費では、商工業振興費の増額や中小企業活性化のための金融対策費の増額予算計上となっています。土木費では、市道116号線、市道6区1号線の道路改良工事、道路整備の増額、住宅リフォームの補助事業、流末排水施設整備、道路排水施設整備等の市民の安心・安全な生活のために取り組んだ予算を計上してあると思います。以上のことから賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第30号は、平成24年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「大池第三雨水幹線整備工事を行うことにより、道路冠水の解消の軽減が見込まれるという箇所があるが、なぜ完全に解消できないのか伺う。」という質疑に対して、「この事業は補助金を活用して行っていますので、区域外の水は入れられないことになっています。フードショップいとう等につきましては、大池第三雨水幹線の流入区域外であることから、一部オーバーフローしている部分について、大池第三雨水幹線に流入させるような方向で考えているため軽減となっています。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「担当課が頑張っていることは評価しますが、全体的な問題として考えていくと大変な事業であるので、反対討論をするものです。下水道特別会計は、前年度対比4億3千353万4千円、45.71パーセント増の13億8千182万8千円で、主な事業に大池第三雨水幹線整備事業を4年間かけて、26億4千690万円かけて推し進めるというものです。これまで大型公共事業を進めてきた結果、住民の暮らしや福祉が後退をし、先送りにされたままになってきています。こういう時代だからこそ、住民の暮らしを十分応援する施策を優先させるべきです。第三雨水幹線の整備により、駅北側・東小学校北側は冠水時には解消するとしていますが、フードショップいとう前、はま寿司周辺、太陽団地付近は軽減となっており、まさしく、50ミリの雨水でしか対応できなくて、近年のゲリラ豪雨での80ミリには対応し切れない問題があります。事業費の費用対効果からも見直し、凍結をすべきと思います。よって反対するものです。」

次に、賛成討論がありました。

「この予算が通ると八街駅北口から一区地先を含めて約300ヘクタール以上の雨水に困っておられる方の生活が大変助かります。あわせて、大池調整池の第三雨水幹線が完成する

ことによって、現在被害を被っている八街学園付近の朝日区から二区、一区地先の幹線と相まって大池調整池のますますの機能が高まります。よって、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第31号は、平成24年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「水道事業収益の中で915万円、9.2パーセントの減については、水道料金の減と思われるが、見通しをどう考えているのか伺う。」という質疑に対して、「今年度の給水収益の実績を踏まえ、ほぼ前年並みを見込んでいます。県補助金等の補助金が減額となり、給水申込者負担金が伸びている中で、トータルで減額となっています。引き続き企業会計の健全化を堅持するため経営努力してまいります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程、及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、1点お伺いいたします。今、委員長報告を伺いまして、質問があったのかどうかという点も含めて、お伺いするところではありますが、一般質問の中で、今、子どもたちの補導されている人数が増えているといった内容の質問がございました。文教福祉常任委員会では、こうした実態を今回の委員会の中で、どのように把握されたのか。また、審議されたのか、お伺いしたいと思います。

○山口孝弘君

お答えいたします。補導に対する審議ということでございますが、質問はございました。その中で、慎重審議された中の結果であると。補導のことで、あまりにも度が過ぎる行動が実際ありましたが、その際は委員長指導のもと行いました。以上です。

○丸山わき子君

状況が全然把握できないところなんです、やはり先だって卒業式がありまして、校門のところには、警察官が待機するというような異常な事態が今年度もございました。そういった点では、文教福祉常任委員会では、こうした子どもたちが置かれている実態、状況をもっと把握して、これからどのように進めていくのか。平成24年度のこの審議をする中で大いに論議すべきであったのではないかなというふうに思います。ぜひとも、今後の文教福祉常任委員会の中では、こうした子どもたちの問題を重視した取り組みをしていただきたい、このように申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

○林 政男君

私は、議案第13号の八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長にお尋ねをいたします。

先ほど委員長報告の中で、るる委員会が活発にいろんな質疑が行われたというのは認識しております。そこで、1点だけお伺いいたします。

ご案内のとおり、八街市の国民健康保険の収支は大変危機的状況といいますか、大変危険な状態であります。そこで、今回この議案第13号では、地方税法の施行令に基づいて、それぞれ50万円を51万円、13万円を14万円、10万円を12万円ということでありませうけれども、このとおりに引き上げたとしても、約700万円程度ということでございます。

そこで、委員長にお尋ねをいたします。この八街市の国保の全体の額が88億円、決算で約89億円近くなるということで、そうすると1パーセントも満たないようなところになるわけですけれども、現在、八街市の国民健康保険の滞納額は約30億円近くあるわけですけれども、そちらの方と比べて、この700万円の限度額を引き上げるということは、ありていに申せば、取れるところはもっと取るというような形になって、現在、八街市の国民健康保険を支えていただいている方々に、さらに直撃するのではないかというふうに思います。

そこで、委員会の質疑の中で、国保の収納率がせっかく77パーセントから84パーセント近くに現年度分で向上してきたわけですけれども、その辺でバランス、今回これを限度額を上げるということと、現在滞納額が30億円近くある、こちらの方の質疑がなかったのかどうか。こちらの方を市の試算によれば、10数パーセントの徴収率というか、収納率を見込んでいるわけですけれども、それをちょっと上げただけで、この限度額まで引き上げなくてもいいのではないかというふうに思います。ただし、私は八街市の国保財政はやはり危機的状況ですので、引き上げざるを得ないというふうな認識はありますけれども、ここで一気にこれだけの金額を引き上げるのは、いかがなものかと思っております。

そこで、今、私が申し上げましたように、委員長にそのような質疑がなかったのか。滞納が30億円近くありますから、こちらの方をもうちょっと何とかして、700万円程度ですので、ここでさらに課税を強化するというのはいかがなものかというふうに思っておりますので、その辺1点だけお聞きします。

○山口孝弘君

お答えいたします。文教福祉常任委員会の議案第13号に関してなんですが、活発な議論がございました。やはり先ほどの委員長報告にもございましたように、例えば限度額をなぜここで改正しなければいけないのかとか、今回の改正による影響額、人数、そして今回4万円ほど負担が増えるわけですが、複数年にかけて引き上げる考えはないかとか、そういう慎重審議がなされたので、今回の委員長報告でございます。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正動議がお手元に配付のとおり提出されました。

この動議は、所定の提出者がおりますので、成立いたしました。

ここで、提出者の説明を求めます。

○林 政男君

それでは、議案第13号に対する修正動議を提出いたします。

お手元に配付してあるとおりでございますけれども、変更部分だけ読み上げさせていただきます。

八街市国民健康保険税条例、平成12年条例第11号の一部を次のように改正する部分中、第2条第2項中、「51万円」を「50万5千円」に改め、同条第3項中「14万円」を「13万5千円」に改め、「12万円」を「11万円」、第22条各号列記以外の部分を「51万円」を「50万5千円」、「14万円」を「13万5千円」、「12万円」を「11万円」、そのほかは、議案第13号のとおりであります。

何とぞ、皆様のご賛同をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

なお、先ほど説明したとおり、担当課の努力によって現年度分が77パーセントの収納率から84パーセント近くまで、平成23年度については見込めるということであります。

そして、もう一つは、印旛郡管内で、いわゆる収納の割合のところですが、資産割を採用しているのは、八街市だけです。こういうことから、現在、大変、国民健康保険でき

ちんとお支払いいただいている方から、何で八街市だけ資産割を導入しているんですかというようなお話もありました。ですから、今回のこの条例の改正によって、現在大変不満をお持ちの方に、さらにその不満が募るのではないかというふうに認識しております。八街市から毎月、昨年の実績でいうと70名近くの方が、人口の流出となっております。その中のお一人にお聞きしましたら、やはりこの国民健康保険に大変ご不満を持っているということでもございました。そのようなことでもございますので、八街市に少しでもいていただく、そして愛着を持っていただくためには、この国民健康保険に関しては、特に憂慮しなければいけないと思います。皆様もご承知のとおり、いろんなテレビ、報道で八街市の国民健康保険のことが取り上げられまして、そのメディアの論調は大変厳しいものがあります。ですから、せつかくこれだけ収納率が改善してきたこの時期に、水を差すような事態だけは避けなければいけないと。しかし、現況としては八街市の国民健康保険条例は危機的な状況ですから、値上げはやむを得ないと思いますけれども、少しでも、限度額の引き上げの幅を小幅にした方がいいのではないかということで、今回この条例の改正の動議を提出いたしました。

何とぞ、議員各位におかれましては、八街市の国民健康保険がこれ以上悪化しないようにという願いがあると思いますので、ぜひともご賛同いただけるようお願いを申し上げて説明を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいま提出された動議は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

これから、この修正動議に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○右山正美君

少し伺いますけれども、市が提出された議案第13号では、50万円が51万円、これは国保の医療分ですね。13万円が14万円というのは、後期高齢者の支援分が引き上がると。10万円が12万円、これは介護保険の問題ということで、これの大体半分を今提案説明があった半分がその提案ですね。軽減されるといいますけれども、これは数字的にはどのくらい軽減されるのか。その辺については、提案者については把握されているのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○林 政男君

これは、先ほど委員長報告の中にありました。その中で質疑がございましたようです。その中の説明でもおわかりのとおり、320世帯、738万円近くが対象になる金額でございます。したがって、この半分がその金額になるかというふうに思います。

○右山正美君

単純にそう半額というふうにはならないんじゃないかなというふうに思うんですよ。現年課税分が担当課によって引き上がったというふうに言われますけれども、滞納部分、全体的に見ますと、もう50パーセントを切って、平成22年度の決算の中では42.何パーセントという具合に下降線、50パーセントを大幅に切っているわけですよ。こういう状況からすれば、単純に半分に引き下げたから、それで半分に経費が済むんだというふうには、私は理屈的にはならないし、林議員が思っているように、本当に負担がかけないのでしたら、これはやはり引き上げに、私は反対すべきじゃないかなというふうに、半分じゃなくて、そういうふうに思うんですよ。そういう国保の問題について、大変心配されるのであれば、私はこういった引き上げに対しては、やはり反対すべきじゃないかなというふうには思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○林 政男君

右山議員のおっしゃることもわからないことはありません。ただ、先ほどこの委員会の質疑の中で、印旛管内で6市町の中で、平成24年度からほとんど地方税法、施行令に基づく限度額まで引き上げるといってお話がありました。ただ、私の言わんとすることは、一方で30億円近くの滞納が生じている中で、負担ができるどころ、税務負担能力があるところだけに一方的にどんどん課税していくのはいかがなものかと。大変、今、不公平感が八街市の中にあります。先ほど私が申し上げたように、いろんな報道、メディア等に取り上げた中にもやはり不公平感ですよ。一生懸命に納税してやっているところだけから、どんどん取り上げていくのはいかがかと。これで、引き上げですべてが解決するとは思いませんけれども、やはり八街市の国保税の全体を考えた場合に、1パーセントも満たない金額ですけれども、少しでも税を負担していただく方に、やはり軽減するということは、大変大切なことだと思います。決して、右山議員がおっしゃっているように、これをやったからすべてが解決するような旨のことは思っておりませんが、やはり少しでも税を負担していただく方に喜んでとは言いませんけれども、やむを得ないなというふうに判断していただくには、少しずつやはり同じ値上げをするにしても、限度額を引き上げするにしても、税を負担していただく方のご理解をいただかないと、なかなか難しいのではないかと。そうじゃなくても、八街市の国保税は高いというふうな認識を持たれておりますから、その辺はやはり慎重にやらなければいけないというふうに認識しております。

○右山正美君

答弁になるのかどうか、わからないけれども、もともと市町村国保が財政難に陥っているのは、医療部分について国が予算をどんどん減らしてきたことに大きな問題はあるわけですよ。輪をかけたように、その滞納を取り返そうと思って、平成16年に60何パーセントもの引き上げを行ったと、こういった経過もあるわけですね。一律に平成16年に引き上げたのは、低所得者層も含めて、全部引き上げた、そこに要因があるわけですね。そこでかなりの滞納が出てきたわけでありまして。こういった歴史的経過があるわけですよ。ここで、市の

提案、1万円引き上げ、それが半分になったからといって、私は絶対軽減策にはならないと思いますよ。やはりこれは、引き上げをすべきじゃなくて、払える国保税にしていくことこそが、真の保険の滞納を少なくしていく。そういった部分と、あと医療部分について、やはり予防医療と、そして健康増進の計画を着実に長い期間のスタンスで計画を練っていくことこそが、やはり国保財政の健全化につながっていくんじゃないかと、そういう具合に思いますので、やはりちょっと見当違いを、半分にしたからって軽減策には全くならないと思います。意見は求めませんので、以上で終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

私も、林議員の答弁に関しましては、全くどのように理解したらいいのかと迷うところがあります。説明をいただく中では、市民の中に不公平感があるんだと。だから半減させるんだというような説明をいただいたわけなんですけれども、これは半額にすれば、市民の皆さんの不公平感はなくなるのか。そのように受け止めてよろしいのですか。

○林 政男君

先ほど右山議員も申しておりましたけれども、やはり国保税の根本的な問題は、国の医療費部分の負担についての問題がかなり占めていると思います。これを半分に引き上げたから不公平感がなくなるかということは、直ちに言えないと思います。ただ、私は何度も言っているように、現在、八街市の国民健康保険の収支については、制度内繰り入れのほかに制度外の繰り入れもしている状態ですね。そうすると、他の保険の組合員の方から国保だけ一般会計ですべて補えるかといったら、やはり今異常な状態ですね。本来ならば、24億円近くの国保税をすべて皆さんから納税していただければ、それなりに上向くわけでございますけれども、現状は共産党さんがよくおっしゃっているように、払いたくても払えないというような現状でありますけれども、現に先ほど申し上げたように、現年度分の課税分につきましては、77パーセントから平成23年度分については84パーセント近くまで関係者の努力で向上してきたわけですから、少なくとも市民の方も国民健康保険には、大変関心をお持ちですので、少しでも激変緩和という意味で申し上げました。これを半分にしたら、すべてこれが解決するということは一言も申し上げておりません。以上です。

○丸山わき子君

だったら半分にする理由は全くないと。林議員自身が言われるように、認められているように、国の医療費に対する補助金が大幅に減らされたことが原因だということであれば、そこに抜本的な解決を求めるのが当然ではなかろうかと。小手先で市民の皆さんの目先をくらすような、こんな改正案、修正案は認められない。ましてや、市民の中に負担増を持ち込み、また、払い切れない市民との間に一層のいがみ合う感情を持ち込むものであるというふうに思うわけです。これは、修正案としては認められない。このように私は申し上げます。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

○石井孝昭君

ご質問させていただきます。この条例に関して修正の内容で、半分減額という修正動議ですけれども、仮にこれが通ったときに、今年半額、そして来年もまたその半分を上げると。段階的に上げるというふうなお考えだというふうに推察いたしますけれども、今の提出者の林議員のお話を聞きますと、どちらかという段階的に上げると、また、上げるのかと。来年もまた上げるというふうな、市民に八街市が国民健康保険は非常に高くなった。また、来年も高くなったというふうな逆に疑念を抱かれる可能性があるというふうに、私は思います。その点に関しては、この思いはいかがでございましょうか。

○林 政男君

確かに石井議員のおっしゃることもよくわかります。ただ、私の認識の中では、平成27年度、国の方が現在の市町村会計から少なくとも都道府県単位になるというふうな動きで、今進んでいるというふうに認識しております。だから、平成27年度までは、何とかいろいろなことがあるけれども、持ちこたえていくべきだと思います。そこで、今言われたような懸念もありますけれども、今の市町村会計から都道府県会計になるまでは辛抱していただくと。値上げというふうなこともありますけれども、これから平成24年ですから、数年間の八街市としては辛抱だというふうに認識しております。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第1号から議案第33号及び議案第13号の修正動議の討論受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 3時00分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第13号に対する修正動議、第25号に対し、丸山わき子議員から。議案第12号、第13号、第30号に対し、右山正美議員から。議案第13号に対する修正動議に対し、新宅雅子議員から。議案第13号に対する修正動議に対し、林政男議員から。議案第13号に対し、中田眞司議員から。議案第25号に対し、林修三議員から。議案第25号に対し、桜田秀雄議員から。議案第26号、第27号、第28号、第33号に

対し、京増藤江議員から。議案第26号、議案第33号に対し、木村利晴議員から。議案第27号に対し、服部雅恵議員から。議案第28号に対し、小山栄治議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第3号、議案第4号、議案第5号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、まず議案第3号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

この議案は、市職員に対する人勸の勧告による条例改正とともに、臨時職員の任用、勤務条件などを条例化する内容であります。八街市の全職員の35.7パーセントは臨時職員であり、正規職員との格差解消に向けて、第一歩を踏み出し、評価するものです。しかしながら、人事院勧告による条例改正については、職員の給与削減の条例であり、反対するものです。

昨年、人事院は官民格差による公務員の月例給与引き下げとともに、給与構造改革における経過措置額の廃止などの勧告を行っています。経過措置額の廃止については、給与とは別に2006年度から実施した給与構造改革で、給与水準が下がる職員に対し支給していた現給保障を平成24年度は上限1万円とした2分の1を減額し、平成25年4月1日に廃止するというものです。これは、50歳代の職員を中心に中堅職員対象に引き下げとなるもので、まさしく経験豊富なベテラン職員の利益を損なうというものです。こうした勧告は、地方公務員の勤務条件の改善を勧告すべき人事院が労働基本権剥奪の代償措置たる役割を放棄したものと云わざるを得ません。

以上の立場から、経過措置額の廃止に反対するものであります。

次に、議案第4号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

昨年の人事院勧告は、4月から11月までの給与改定相当額について、12月の期末手当で調整を図るとし、職員給与月額とボーナスを合わせた平均給与のマイナス勧告となり、3年連続の引き下げとなりました。こうしたもとで、特別職の管理職手当の20パーセントの削減は並行して実施され、今回も20パーセントの手当の削減の影響額は773万円にもなります。管理職としての誇りや尊厳もなくなるのではないかとさえ思います。管理職の待遇改善や意欲向上に向け、管理職手当の削減について再考すべきであります。市当局の今回の措置は到底認められません。

以上の立場から反対をするものであります。

議案第5号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

この議案は、東日本大震災の復興財源を家計に負担増を求めており、到底認められません。政府の東日本大震災の復興基本方針は、復興に必要な財源を10年間で23兆円と見積もり、

当面5年間の19兆円のうち10兆5千億円を復興増税で賄おうとしました。八街市ではこれを受け、平成26年度から10年間、市民税の税率を臨時的に引き上げ、退職金に係る所得割の10パーセント税額控除の特例を廃止するというものです。

その一方で、法人税は、3年間のみ10パーセントの付加税となりますが、その後は減税となり、国民だけが負担増となります。野田内閣は、国民に負担増を求める前に、政党助成金や約5兆円の軍事費、1千867億円もの米軍への思いやり予算など、削減すべき無駄な予算にメスを入れることであり、被災者一人ひとりが生活基盤を再建するために必要な支援を行い、甚大な被害をもたらした今回の被害を踏まえ、これまでの災害対策や政策のあり方を根本から検証し、見直すことが求められています。安易に国民負担を求める災害復旧では、抜本的な対策にはなりません。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、右山正美議員の議案第12号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第12号、八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものであります。

長寿祝金は、多年にわたり社会の発展に寄与してきた方々に対して、感謝の意をあらわし、長寿を祝うとともに、明るく健康で生きがいのある生活を送っていただくことを目的としています。

平成16年には、当時の長谷川市制のもとで、高齢者の方々が大変楽しみにしていた長寿祝金75歳支給を廃止、80歳支給を2万円から1万円に無残にもぼっさりと切り捨て、当時の高齢者を大変がっかりとさせました。

今回の改正理由として高齢者の増加と近隣市町村を見て縮小しているとし、80歳支給1万円は変わらないものの、88歳の方が3万円から2万円、99歳の方が5万円から3万円、100歳の方が10万円から5万円に減額支給されるものであります。

北村市長は、高齢者の施策を充実させていきたいと抱負を語られました。しかし、こういった高齢者いじめは、まさしく高齢者施策充実方針と大きく変わるものと言わざるを得ません。財源は税金の使い方を見直せば、あるわけであります。

市長の高過ぎる給与や交際費、市長が乗る高級車などを改善して、長寿祝金に補てんしてこそ、市長の高齢者対策の充実が言葉だけではなくて、実行されることとなります。そのことを強く求めて、議案第12号に反対をいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、新宅雅子議員の議案第13号に対する修正動議に対する反対討論を許します。

○新宅雅子君

議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正の反対討論を行います。

私は、議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正に対し、反対の立場から討論させていただきます。

今回の改正については、平成23年度4月に行われた地方税法の改正によるものであり、1年間、法令の規定に準じた限度額の引き上げを保留したものであります。すなわち、保険税率の改定は行われていないため、所得の少ない世帯への影響はありません。4万円引き上げるところを、今回2万円にとどめ、複数年にわたって値上げしていくということですが、国民健康保険財政は大変逼迫しております。特に医療費にあつては、前年度と比較して3億円ほど増えています。少しでも安定した財源を確保することが喫緊の課題であります。

また、市町村格差がさらに大きくなるという、ただでさえ厳しい国民健康保険財政をさらに悪化させてしまうことが大変懸念されます。

よって、私は、議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正に対し、反対をいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、林政男議員の議案第13号に対する修正動議に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第13号の修正動議に賛成する立場から討論を行います。

皆様もご承知のとおり、八街市の国民健康保険税につきましては、先ほど議案説明でさせていただいたとおりでございますけれども、若干、説明を加えさせていただきます。

八街市の課税所得200万円、固定資産税7万5千円、夫婦、そして子ども2人の世帯で八街市の税は現在34万6千300円。千葉市は27万4千398円、差額が7万1千902円であります。私の地区に住んでいた方が、先般、千葉市の方に引っ越ししましたら、税が大変軽くなったと。何がそんなに軽くなったんですかと申し上げたら、国民健康保険税が、その方が言うには10万円近く下がったと。でも、実際、この八街市といいますか、現実のこの数字を見ても7万1千902円でございます。私が一番心配しているのは、先ほども申し上げたように、八街市からの人口流出を少しでも防ぎたい一心であります。担税能力のある方々の八街市からの流出は何とか防ぎたいと。先ほど、新宅議員の方からお話がありました。ほとんど一定の所得以下のところには、この引き上げは影響は及ばないんだから大丈夫だというようなお話でございました。しかしながら、一方で、人口流出がこの国民健康保険ということであれば、大変ゆゆしき問題であるというふうに認識しております。どうか、議員の皆さん、よくお考えいただいて、ぜひとも、この修正動議に賛同いただきたくお願いを申し上げて説明を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、丸山わき子議員の議案第13号に対する修正動議に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正動議に対し反対討論するものであります。

先ほど、新宅議員からの反対討論がございましたが、私は違った立場からの反対討論でございます。

この修正案は、市の引き上げ分を半分にしたもので、市民の負担増には変わりがございません。今回、市の引き上げは国の平成23年度の限度額の引き上げに合わせる形の一部改正であります。国は7年連続して限度額を引き上げてきていますが、平成24年度は据え置きをしています。これは、中間所得層の負担軽減を理由に限度額の引き上げを行ってきたものの、結果的には低所得者層の多い国保では、むしろ中間所得の負担増となることを指摘され、厚生労働省もこの批判を認めるものとなっております。こうしたもとの引き上げはすべきではございません。どんな形での引き上げも、市民の中に負担感と払いたくても払い切れない市民との対立を生み出すものであり、抜本的な解決にはなりません。今、やるべきは国に対し、この間、減らし続けてきた補助金を元に戻させること。このことが、まず第一にやるべきことでございます。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、右山正美議員の議案第13号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものであります。

今回の改正は、課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金を13万円から14万円に、介護保険を10万円から12万円にそれぞれ引き上げ、さらに保険税減税世帯にまで同様の措置をとるというものであり、影響世帯は320世帯、738万円としていますが、住民の保険税の引き上げは、命と健康を脅かすことにもつながりかねないもので、さらに収納率の悪化を招くことは必至であります。

もともと市町村国保の財政運営が厳しくなっているのは、医療費の増大の一方で、国が負担率を引き下げてきたことが根本にあります。国保改善の要求を強く要求すべきであり、国の責任を棚上げにすることは許される問題ではありません。

これまで、日本共産党は市に対して医療費の増大を抑えるために、予防医療の取り組み、健康増進の提案をしてきました。しかし、計画は遅々として進んでいません。こういう計画こそ積極的に進め、国保財政の健全化を図り、住民の命と健康を守るべきだと思います。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、中田眞司議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

○中田眞司君

議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場より討論をいたします。

現在の社会情勢を見ると長引く不況や東日本大震災等の影響により、雇用情勢が好転しな

い中、保険税限度額を引き上げることにより、負担が増加する方にとっては切実なことと思います。付託された文教福祉常任委員会では、一般会計の繰り入れを行うことや国の助成金増額の要望をするなどの取り組みを行い、高過ぎる保険税を引き下げるべきと反対討論もありました。しかしながら、だからといって不足する財源をすべて一般会計に頼ることができるかといえば、一般会計の運営も厳しさを増しており、非常に厳しい状況であることはわかります。もちろん負担が増えれば、済むならという思いはありますが、財政運営全般を考えなければなりません。

今回の改正に関しましては、平成23年4月に行われた地方税法の改正によるものであり、1年間法令の規定に準じた限度額までの引き上げを留保したものであります。

また、保険税率の改定は行われていないため、所得の少ない世帯への影響はございません。厳しい財政状況の中で、所得の少ない世帯の負担を抑えた改正であることを評価し、本条例の制定に賛成をいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、丸山わき子議員の議案第25号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算について反対するものであります。

野田内閣の来年度の予算は、社会保障と税の一体改革と位置付け、消費税10パーセントへの増税を進めようとしています。これは、国民生活に深刻な打撃を与え、地域経済をも破壊するものであります。

千葉県の負担増額は5千億円にもなるという推計が出されており、自治体の財政にも大きな打撃となります。野田内閣は消費税の増税は社会保障のためとされていますが、一体改革は切り捨てメニューが目白押しです。年金給付は過去最大の削減額となり、4月からは介護保険料の大幅な引き上げで、高齢者の暮らしを直撃するものであります。

また、民主党の看板政策だった子ども手当を廃止し、手当を大幅削減しています。その一方で、年少扶養控除の廃止による住民税の増税が実施され、児童扶養手当も削減されるなど、子育て世代にとっても厳しい予算となっています。社会保障の財源は消費税増税に頼らなくとも、証券優遇税制の廃止、新たな法人税減税の中止など、富裕層や大企業を優遇する不公平税制を是正すること。八ッ場ダムや東京外環道など、大型開発や軍事費など、歳出の無駄にメスを入れれば、財源を確保することができます。今、必要なのは、中小企業や農林水産業支援などを進め、国民の所得を増やし、内需を温める経済政策に転換することではないでしょうか。国民負担増の国のこうした予算のもとで、東日本大震災後初めての予算編成となる八街市の平成24年度予算は、大震災の教訓をいかに活かすかが問われるものでございます。

また、大震災以降、南関東の地震活動が活発になっており、専門家は地震発生の確率が高まっていると警鐘を連打しています。大地震発生の切迫性が高まっており、市民の安全・安

+

心の対策を最優先とした予算編成が求められていますが、残念ながら八街市の防災費は減額予算となっています。こうした切羽詰まった状況を見直した新年度予算は、不急の第三雨水幹線事業を最優先したものとなっています。駅前区画整理事業の一環として、排水事業を進めるものですが、この間の1時間当たり80ミリ近い降雨量からすれば、計画の50ミリ対応では到底施設不足であり、見直しが必要です。この間、八街市は国の強力な大型公共事業推進に後押しされ、市民サービスや福祉を削減し、市民が納めた尊い税金を湯水のごとく投入し、駅前区画整理事業を進めてきました。しかし、うたい文句にしていた、地域が活性化するどころか、駅周辺の商店街はシャッターが下り、まだ、この区画整理事業が終了しないうちから土地は売りに出され、駐車場が次々と作られています。

また、公共核施設用地は、活用もできない状況であり、いかにこの計画が安易なものであり、借金の返済に追われるだけの将来性に欠けた街づくりであったことが実証されました。

今、進めようとしている不急の第三雨水幹線事業も今後の街づくりに禍根を残すものとなり、また、予算編成であることを厳しく指摘せざるを得ません。

厳しい財政運営が強いられている中で、朝陽小学校の危険校舎解消への改築事業、また、地域活性化に結びつく助成総額とは、到底言えませんが、住宅リフォーム助成制度を立ち上げたこと、高齢者肺炎球菌ワクチン接種、人間ドックへの助成、朝陽第三児童クラブの開設や庁舎など清掃委託の見直しで、職員が一丸となって清掃に取り組むとした点は、大変評価するものであります。

また、この新年度の予算審議の中で、先延ばししていた川上小学校、交進小学校、東小学校の耐震対策に対し、平成24年度中に計画を立て、具体化を図っていくという市長の英断は父兄をはじめ、関係者から安堵の声が上がっています。この3校には、約1千700名の子どもたちが生活しており、いざというときには、地域の方々の避難場所でもあります。子どもたち、地域住民の安全確保のために改めて1日も早い取り組みを求めるものであります。

こうした積極的な取り組みの一方で、税金の使い方が改めて問われています。市民感情からも改善が求められている市長交際費は、前年度より30万円減の190万円の予算計上となっています。八街市より倍の人口を抱える佐倉市長の交際費は、平成23年度ではこの1月までで64万3千900円にとどめています。しかし、北村市長は約2.5倍の160万円にもなっています。最小限度の見直しは可能であり、行財政改革を進めるというなら、まず、その先頭に立つ市長の姿勢こそ正すべきであります。

また、防災計画の見直しでは、825万円を計上し、業者委託をしようとしている点です。この間、ハザードマップの作成や国民保護計画など、コンサルタントに委託し、作成をしましたが、実際には役立たないお粗末な内容であり、誰のための何のためのものなのか、大変疑問を持つところでもあります。何よりも無駄遣いの典型であり、同じ轍を踏むべきではありません。今、住民も参加して、防災計画を作り上げている自治体が増えています。県地域防災計画案やチェックシートを活用すれば、庁舎内でも十分見直し作業はできます。いざというときに市民に役立つ防災計画が求められています。市民専門家の意見を反映させ、協働の

街づくりを今進めるべきであります。

また、防災備品の整備不足も問題です。県の地震防災戦略では、八街市に最も被害をもたらすと思われる東京湾北部地震で、被害者、帰宅困難者は約2万4千人と指摘していますが、現在の八街市の食糧の備蓄状況は30カ所の避難所のうち半分の15カ所、1万100食であり、防災備品の充実も早急な対応が必要であります。市長はお年寄りを大切にするといいながら、長寿祝金支給事業を縮小し、前年度比、約500万円もの削減をしています。この削減額は市長給与、交際費を見直しすれば、十分対応できる額であります。長い間、社会に貢献してきた高齢者を敬う姿勢を市民に示す事業でもあり、復活を求めるものであります。

市の新年度予算編成方針では、財源の確保にあたって、徴収強化を掲げていますが、払えないほどの国保税、介護保険料の課税を押しおきながら、支払うのが公平であるという一方的な理論で市民に支払いを迫るのは、自治体の暮らし、福祉を守るという本来の役割から逸脱するものであります。一般会計からの繰り出しで、国保税、介護保険料を軽減させ、市民の生活、健康を守る取り組みを進めるべきであります。

市の経済の中心である商工農業予算は、前年度比12.2パーセントの削減であり、これでは地域経済の活性化は望めません。農業予算では、農家の皆さんが必要としていない北総中央用水事業は農業振興の展望は持てません。この事業の凍結をすべきであります。今必要なのは、各農家の後継者の育成であり、また、安定した農業経営を守るための施策、農作物の補償制度ではないでしょうか。

また、商工費は駅前のアンテナショップへの補助期間の終了により、予算が計上されていませんが、駅前活性化に向けた市の支援は引き続き必要であります。

土木費では、老朽化した市営住宅を次々と閉鎖していますが、マスタープランづくりは追い付かず、市民にいかにか安全かつ低廉な住宅を提供するかが問われます。市の耐震改修計画では、市の建築物は平成27年度までの耐震改修を実施するとしていますが、市営住宅は対象外としており、その上、維持管理費は大幅な削減となっています。これでは、市民の安全は守れません。

教育費で、特に指摘しなければならないのは、消耗品、教材費など、購入費の削減です。前年度比で半減となっており、義務教育の中で決して削減してはならない予算であります。

また、外国語指導助手業務委託についてですが、業務委託で雇用している外国語指導助手が労働者派遣法違反とならないようにするためには、学校が直接ALTに指揮、命令をしないことが条件であり、そのため、授業中は先生とALTと一緒に授業を行うことができない。打ち合わせもできない。せっかく導入した外国語指導助手制度が生きたものにはなりません。直接雇用が高い安いといった判断ではなく、児童・生徒にとって教育的効果はどうかを追求し、早期に直接雇用とすることを求めるものであります。

また、不登校対策では、小学校の不登校率は県平均の3倍、中学校では2倍となっており、不登校の低年齢化に合わせ、各小学校への早期な対策が必要であります。文部科学省は子どもたち7人に1人は貧困家庭という調査結果を示しています。就学援助制度は、義務教育を

+

受けるためのセーフティネットの制度です。国は2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費など、補助項目を増やしていますが、八街市はいまだ支給項目にしていません。さらに適応基準の見直しで、支給対象者を狭め、申請にあたっては民生委員の証明を必要とするなど、手続も煩雑化しており、多くの家庭がこの制度が利用できるよう改善することが今必要であります。

八街市の国保財政悪化の原因の1つに医療費の増大があり、その解決策として、早期発見・早期治療の取り組みとともに、スポーツプラザトレーニングルームの施設整備充実で、市民が健康に関心を持ち、自主的に取り組めるよう健康づくりへの支援を重視すべきです。市民の安全・安心、暮らしを守り、地域を元気にする街づくりを市政運営の柱にするよう予算の組み替えを求め反対するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、林修三議員の議案第25号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、私は、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

不景気な経済社会がいまだ回復の兆しが見られず、加えて東日本大震災、福島原発事故と予測できない事態が発生して、その後始末や回復策に追われ、地方自治の復興にも大きな影響を及ぼしています。

そんな中での平成24年度八街市予算編成にあたっては、並々ならぬご苦労があったことは予算案より伺われます。特に八街市は長引く不景気の中、市税収入の向上を図らなければならない大変大きな課題を抱えています。そのような状況にあって、歳入面では地方財政計画に基づいた地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金について、過大見積もりに留意した予算計上をされています。そして、何より庁舎建設基金の切り崩しや各種基金からの繰り入れ等により、通年型の予算編成を組んでいただいた北村市長、市執行部の苦渋の決断を高く評価するものでございます。

歳出面では、厳しい市財政状況の中で、限られた予算をいかに有効に活用するかを念頭に経費全般にわたる節減や既存の施策、事業の見直しに努め、これだけはこのものには重点的・効果的に予算配分をされております。例えば市民が願う街づくりの中で、市道116号線、市道六区1号線の道路改良ほか、道路整備事業に1千342万1千円の増額や市民の足となる公共交通対策費に592万4千円の増額予算を計上していただいております。

また、新規事業として高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成、ひとり暮らし高齢者等訪問業務、住宅リフォーム補助事業費、農用地利用集積円滑化事業、人間ドックの助成、耐震改修費補助金等の予算が計上されております。さらには、長いこと待たされておりました朝陽小学校の改修事業費も計上され、平成24年から26年の計画の中で校舎が改築されることになり、地元のみならず、教育関係者には大きな喜びであります。

このほかにも地域防災計画の見直しに852万7千円、子宮頸がん予防ワクチン接種を中

学校1年生から高校1年生まで予防接種の全額助成、第三朝陽児童クラブの開設等、市民の生活やニーズに応えた、きめ細やかな予算を組んでいただきました。

加えて市民とともにする街づくりとして、平成22年度よりスタートした八街市総合計画第2次基本計画に盛り込まれている市民と行政の協働のために、協働のまちづくり検討協議会を立ち上げることを予算計上されたことは、市民の声に耳を傾け、市民目線に立った市政を行っていくという姿勢のあらわれであります。

また、市職員が自分たちでできることは自分たちでと、庁舎及び各公共施設の清掃を自ら率先して行ったり、自転車駐輪場の整備にあたるなど、この部分についても予算削減に努力されていることにつきましては、頭の下がる思いであり、高く評価するものでございます。

市民の安全・安心な暮らし、福祉全般、教育ほか、あらゆる分野にわたって、限られた財源を有効にかつ市民の要求に応えるべく施策が各所に見られます。これらは、北村市長の就任2年目にかかる意欲と強力な指導力によるものであり、いまだ不景気な経済状況下、八街北口駅前公共核施設計画等、抱える課題も多くありますが、今後の一層の手腕発揮に期待し、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算につきまして、賛成するものでございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、桜田秀雄議員の議案第25号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

私は、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

平成24年度八街市一般会計予算は、歳入の根幹をなす市税について、固定資産税の評価替えの年にあたることから、前年度に比べて2億5千918万円の大幅な減収となり、庁舎建設基金の取り崩し、市債前年度比23.7パーセント増の15億6千630万円を前提として予算編成がされております。

歳出について長引く不況や東日本大震災、福島原発の事故等の影響により、生活困窮者が増大、生活保護受給者は全国で208万人、受給予備軍は600万人を超えると言われる中で、本市においても対前年度比30パーセント増、平成23年度支出見込額に対して9.4パーセントの大幅な増額となっています。

また、高齢化社会の進展に伴う社会保障費、障害者給付、社会福祉経費の自然増等により6億4千万円の歳入増が見込まれています。本年度から始まる朝陽小学校の改築、大池第三雨水幹線整備事業など、大型事業が始まる厳しい財政状況の中で、お母さんたちの働きやすい環境を作るために、児童クラブの増設やブックスタート事業、住宅耐震改修補助金、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成など、新たな事業に取り組むなど、一定の評価ができます。

また、八街駅前駐輪場の管理、各施設の清掃委託経費について、自らの職場の清掃は自らの手でやることで、委託経費の削減に取り組む姿勢は高く評価できます。

予算に占める委託諸経費は比率は高く、防災計画の見直しなど、職員の力でできることには果敢に挑戦をし、委託経費のさらなる削減に取り組むことを期待するものであります。

一方、財政難を理由に社会奉仕活動に従事する市保護司会活動補助金など、市単独事業について、一律10パーセントの削減方針に基づき、さまざまな補助金が削減されております。削減効果はわずかでございますけれども、市政のサポート役であるボランティアの士気の低下を危惧するものであります。

政治には理念が求められます。長寿祝金支給事業の改定内容について、財政面が先走り、事業に対する理念が見てとれず、反対せざるを得ません。総じて本予算を80点と評価し、平成24年度八街市一般会計予算に賛成をするものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、京増藤江議員の議案第26号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第26号、八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

暮らしが悪化する中、国保税を払いたくても高過ぎて払い切れない市民に対し、市は徴収強化、差し押さえを続けています。収納率が多少上がったのは、その結果ですけれども、平成22年度の収納率は現年度分で77.71パーセント、過年度分と合わせると42.97パーセントと全国ワースト1であり、高過ぎる国保税のために多くの方が苦しんでいます。

このような中、国保税が高過ぎる、引き下げてほしいという市民の切実な声に背を向け、新年度予算では限度額を4万円引き上げ、総額738万円の負担を市民に押し付けるものとなっています。しかし、それでも、今年度の国保税収は前年度と比べると3千174万円の減額予算となっています。国保財政の悪化は本市だけではなく、全国的に広がっていますが、その原因は国にあります。国保収入に対し、国は1984年には49.8パーセント負担していましたが、現在は、その半分に削減したからです。それに伴い、八街市は国保税を引き上げた結果、滞納世帯が増え、平成24年1月31日現在、国保加入世帯のうち837世帯、5.8パーセントが保険証未交付世帯となっています。これでは、具合が悪くなったときにすぐ病院に行けません。社会保障としての国保の役割を果たすために、すべての世帯に保険証を交付するよう求めます。

地方自治体の仕事は、住民の福祉を向上させ、命、暮らしを守ることです。収入に応じた払える国保税にするために、国庫負担を早急に元に戻すよう強く国に要望するとともに、一般会計からの繰り入れを求めます。

また、国保財政の悪化の原因の1つは医療費の増大です。今年度から保険事業として人間ドックへの助成が始まり、大変評価できますが、一層の早期発見・早期治療の取り組みが求められます。

また、健康増進予防医療の施策として、禁煙のための施策の強化も求めます。禁煙を求めるための啓蒙、また、スポーツプラザのトレーニングルームなど、施設の充実、指導員配置をも求め、反対討論といたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、木村利晴議員の議案第26号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第26号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場より意見を述べさせていただきます。

我が国の国民皆保険制度は、誰もがいつでも、どこでも平等に安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。この皆保険制度を維持していくことは、国民みんなの願いであり、行政に課せられた使命ではないかと考えます。しかしながら、近年、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、非正規労働者の増加や所得の減少、また、家族形態や地域の変化など、社会経済の諸情勢に大きな変化が生じており、医療を取り巻く環境にも大きく影響していることから、医療保険財政も厳しい状況が続いております。

さて、八街市の医療費については、主に退職分を中心に増加の一途をたどっております。保険税については、市税等徴収対策本部の取り組みが成果となってあらわれてきているようで、今年度の収納率は向上していますが、増加する医療費には届いていない状況が見られる中で、提案されている平成24年度当初予算ですが、保険税を前年度と比較しても、不況の影響からか、予算額は減額となっております。しかし、予算の算出基礎での現年度分徴収率は80パーセント確保していくこととしており、徴収対策本部の意気込みが感じられます。

また、国民健康保険税条例の改正において、課税上限額を増額し、税額の確保に努めるとともに、千葉県における国保広域化等支援方針も継続的に実施しており、国庫補助金も減額されることなく交付されるものと思われま

+

す。一方、歳出においては、今年度の状況から保険給付費の増加は推測できますが、義務的な経費であることから、単純に予算を抑えることはできないものであり、医療費の増が避けられない中、疾病予防、医療費の適正化は欠くことのできない重要な施策となっております。

その1つの事業として、保健事業に力を注ぐことが有効であり、特定健康診査に加え、人間ドック助成事業も新たに実施、さらに今後ジェネリック医薬品の差額通知など、医療費を抑制していくような事業も検討すると聞いておりますので、保健事業の充実にも期待しております。

最後に、国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものとの期待も含め、平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時55分)

(再開 午後 4時05分)

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、京増藤江議員の議案第 27 号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第 27 号、平成 24 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、制度開始以来、国民から制度の廃止をと求められています。年齢で医療差別を実施する制度を導入している国は日本だけです。2 年ごとに保険料の見直しがあり、高齢者の増加、医療費の増加などにより、際限なく保険料が引き上げられます。滞納者には、短期保険証を発行し、差し押さえもするという高齢者に大変冷たい制度です。長く社会に貢献してこられた高齢者がお金の心配なく、必要な治療を受けられるようにすることが国民の願いです。日本共産党は、高齢者を差別する後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健に戻すよう国に要求することを求め、議案第 27 号に反対いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、服部雅恵議員の議案第 27 号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

議案第 27 号、平成 24 年度八街市後期高齢者医療特別会計について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上のすべての方々が、これからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めたすべての世代で支え合う医療制度として、平成 20 年度に創立され、以降 4 年が経過しました。しかしながら、75 歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢による区別をしている等の問題点が生じていることから、本制度は既に制度廃止の方針が出され、現役世代も含めた新たな医療制度が高齢者医療制度改革会議において検討されています。

さて、このような中、平成 24 年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては改定の年にあたりますが、保険料率、均等割額に変更はなく、保険料軽減措置や被保険者の負担軽減は継続されております。また、給付につきましては、被保険者数の増加が見込まれるため、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるため、やむを得ないものと考えられます。

今後は、新制度が施行されることにより、後期高齢者医療特別会計についても廃止になることが予想されますが、新制度施行までの国の動向について十分留意いただき、的確な対応を図ること期待し、平成 24 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、京増藤江議員の議案第 28 号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

議案第28号、平成24年度八街市介護保険特別会計に対する反対討論をいたします。

今年度から第5期介護保険制度が始まります。年金から引かれるものが多く、手元に残る額が少ないと高齢者から悲鳴が上がっている状況の中、八街市の普通徴収の約3分の1近くが滞納となっており、収納率は県下最下位グループのままとなっています。滞納額が増加する中で、保険料平均13パーセント、基準額で年間6千100円引き上げ、5万2千800円にすることは、滞納者を増やし、高齢者の生活を破壊するものであり、到底許されるものではありません。総額約1億2千684万円の負担増となる中、保険給付は前年度と同額か、ほんのわずかな増額にとどまり、保険あって介護なしの状況が拡大しています。

特養待機者は年々増え、現在166名に上っており、早急な対策が必要です。それにも関わらず、施設関係のサービス予算は、前年度と比較すると軒並み減額です。それだけではありません。在宅の高齢者に対する生活援助が現在の30分以上60分未満を20分以上45分未満にする方向が出されるなど、サービスの縮小に対し、利用者や事業者から怒りの声が上がっています。在宅高齢者の命綱である生活援助を削ることは許されません。八街市においては、60分未満のサービス利用に対して、従来どおり1割負担で利用できるという答弁がありました。制度の改定のたびに制度が改悪され続けてきましたが、八街市としては、国の言いなりではなく、市民が必要とする市独自の介護サービスを提供すべきです。

また、高額介護予防サービス費を170万円減額です。介護給付費を増やさないが、地域支援事業である栄養改善や口腔教室、運動教室などを開催し、介護予防に力を入れると言いながら、わずか53万4千円の増額でしかありません。これでは、十分な介護予防事業はできません。制度が始まったときの目標である介護の社会化を達成するために、また、待機者を解消するための施設の増設をはじめ、在宅高齢者のサービス拡充など、保険給付の増額を求めます。

また、介護保険料、利用料の軽減も必要です。小泉自公政権時代に、毎年2千200億円、社会保障の費用が減額され、社会保障がずたずたにされました。市民への負担を増やさずに制度を充実させるために、国庫負担を増やすことを国に要求すべきです。

また、保険料の全額免除、収入に注目した一律免除、一般財源からの繰り入れは適当ではないという三原則を厚生労働省が指導していますが、介護保険は自治事務であり、多くの自治体が独自の施策を実施しています。八街市でも独自の取り組みとともに、三原則撤廃を国に要求することを求め、議案第28号の反対討論といたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、小山栄治議員の議案第28号に対する賛成討論を許します。

○小山栄治君

私は、議案第28号、平成24年度八街市介護保険特別会計予算につきまして賛成の立場から討論いたします。

平成24年度から平成26年度までを期間とする第5期介護保険事業計画において、65

歳以上の高齢者人口は、平成26年10月の推計値で1万7千208人、高齢化率は23.0パーセントであり、要支援要介護認定者は2千148人が見込まれております。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口9千135人、要支援要介護認定者数839人と比較いたしますと、高齢者人口は1.88倍に、要支援要介護認定者数は2.56倍に増加するなど、より一層の高齢化の進行が推測されております。

平成24年度介護保険特別会計予算は、歳出においては第5期介護保険事業計画を受けて、介護保険サービスの見込み量と要支援要介護認定者数の実績や給付実績をもとにした予算計上であり、歳入においては保険給付に伴う国・県支払基金及び市の負担金を各負担割合に応じ計上し、保険料については、第1号被保険者の増加及び改定に伴い、前年度より21.1パーセント増の1億2千684万7千円の増加が見込み計上されております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性の確保をすべく努力をされており、私は平成24年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、右山正美議員の議案第30号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第30号、平成24年度八街市下水道事業特別会計について反対するものであります。

下水道特別会計では、前年対比4億3千353万4千円、45.71パーセント増の13億8千182万8千円で、主な事業に大池第三雨水幹線事業を4年かけて、26億4千690万円かけて推し進めるというものであります。

これまでも大型焼却炉や駅北側区画整理事業など、大型公共事業を推し進めてきた結果、住民の暮らしや福祉が後退をし、先送りにされたままになりました。財政難の中で税金の使い方が問われますが、住民の暮らしを十分応援する施策を優先させるべきであります。

第三雨水幹線の整備により、駅北側、東小学校北側などは、冠水時には解消するとしていますが、そのほかは軽減であります。雨量についても、50ミリの雨水でしか対応できず、近年のゲリラ豪雨での80ミリでは対応し切れない問題があります。事業費の費用対効果からも見直しをして、凍結をすべきです。

よって、議案第30号に反対をするものであります。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、京増藤江議員の議案第33号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第33号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に反対討論をいたします。

高齢者の厳しい生活を反映して、本市の介護保険の収納率は、県下最下位グループという状況で推移しています。このような中、条例改正によって介護保険料を引き上げようとしております。保険料引き上げによる収納率の低下はないと担当課は答弁しましたが、平均で1

3パーセントの保険料引き上げが、収納率低下につながるわけがありません。保険料を引き下げるために、一般会計からの繰り入れを実施し、国に対し、介護保険への国の負担を増やすよう強く要求すること。また、介護を必要とする人が誰でも安心して介護を受けられる制度にすることを求め、議案第33号に反対いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、木村利晴議員の議案第33号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第33号、平成24年度八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

高齢化の進展による要支援要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者及び給付費が急速に増大する中、制度の持続性を維持するためには、介護保険事業の健全な財政運営が必要不可欠であると考えております。

今回の改正にあたっては、介護保険法の改正により、平成24年度に限り、取り崩すことが可能となった、県で管理している財政安定化基金から本市に返還される2千700万円を投入し、第5期介護保険事業計画期間における保険料上昇の抑制に加給をしていること。また、政令の改正により、平成24年度から平成26年度までの保険料の算定に関する基準の特例として、従前の第4段階の特例に加え、第3段階に該当する方のうち、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の方について、第3段階より低額な保険料段階を設定するなど、比較的所得の低い方にも配慮がなされております。

以上のことから、第5期計画に基づき、地域包括ケアを推進することで、元気な高齢者の育成に努め、介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるよう努力し、算定した保険料であることから、私は八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に賛成いたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

議案第13号については、修正動議が提出されていますので、当該議案の採決の際には、先に修正動議を採決いたします。

次に、修正動議が可決の場合は、修正部分を除く原案について、また、修正動議が否決の場合は原案について採決を行います。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第4号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市立スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

まず、本案に対する修正動議について採決します。

本修正動議に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立少数です。修正動議は否決されました。

次に、原案について採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、八街市暴力団排除条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成23年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

+

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成23年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成24年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成24年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成24年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第33号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定しました。

会議中ではありますが、ここで、15分間の休憩をいたします。

議員の皆様申し上げます。

議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

(休憩 午後 4時41分)

(再開 午後 4時56分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま発議案1件、追加議案1件が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、最初に発議案の上程を行います。

発議案第1の提案理由の説明を求めます。

○中田眞司君

発議案第1号について、まず朗読をもちまして説明をいたします。

発議案第1号、八街市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年3月16日提出。

八街市議会議長、鯨井眞佐子様

提出者、八街市議会議員、中田眞司。

賛成者、八街市議会議員、新宅雅子議員、同じく丸山わき子議員、同じく加藤弘議員、同じく古場正春議員、同じく桜田秀雄議員。

八街市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

八街市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「月額3万円」を「月額2万5千円」に改める。

附則。この条例は平成24年4月1日から施行する。

本件につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

景気回復の兆しすら見えない状況のもと、昨年3月に発生した東日本大震災により、復旧・復興支援が急がれております。いまだ立ち直る糸口すら見出せない日本国経済が及ぼす本市財政状況をかんがみ、市議会としても政務調査費の削減を行い、ここに発議案として提出するものであります。

以上、よろしく審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、議案の上程を行います。

議案第35号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

今回、追加提案いたしました案件は、平成23年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、先に可決いただきました補正予算の歳入歳出の総額は変更しないものの歳入予算及び地方債を補正し、財源の組み替えをしようとするものでございます。

歳入予算のうち、砂地区の砂橋復旧に係る国庫支出金及び防災行政無線通信機器整備事業に係る地方債を増額し、地方消費税交付金の額が確定したことに伴い、減額するのが主なものでございます。

よろしくご審議の上、同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号及び議案第35号は、会議規則

第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、議案第35号に対しての質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に発議案第1号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

次に、議案第35号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

討論がなければ、これで議案第35号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

最初に、発議案第1号、八街市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成23年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第35号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5時05分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第34号

提案理由の説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第1号から議案第33号

委員長報告、質疑

修正動議の提出、質疑

討論、採決

3. 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明

議案の上程

議案第35号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....

発議案第1号 八街市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第13号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市暴力団排除条例の制定について
- 議案第16号 八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成23年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成23年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 平成24年度八街市一般会計予算について
- 議案第26号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 平成24年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第29号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成24年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成24年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第32号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第33号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 副市長の選任について
- 議案第35号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

+

.....

議案第13号八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正動議

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 石 井 孝 昭

八街市議会議員 桜 田 秀 雄

+

+

+